

安保法制違憲国家賠償請求
(第2次)

訴 状

訴 状

原 告 ら 秋田正美ほか別紙原告目録記載のとおり（計78名）
原告ら訴訟代理人 別紙原告ら訴訟代理人目録記載のとおり（計37名）
〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
被 告 国
代表者法務大臣 上 川 陽 子

2018年9月14日

名古屋地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大脇 雅子

同 内河 惠一

同 青山 邦夫

同 柄杓 貞介

同 松本 篤周

同 中谷 雄二

同 平松 清志

同 平井 宏和

同	川本 一郎
同	伊藤 朋紀
同	長谷川 知正
同	金井 英人
同	青木 有加
同	中川 匡亮
同	小林 ゆき

外 2 1 名

安保法制法違憲国家賠償請求事件

訴訟物の価額 金 7 8 0 万円 (1 0 万円 × 7 8 名)

貼用印紙代 金 4 万 2 0 0 0 円

目 次

【法律名の略称】	7
【原告たちの思い】	8
【請求の趣旨】	11
【請求の原因】	11
第1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要	11
1 新安保法制法の制定	11
2 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出.....	12
3 新安保法制法の中心的内容	12
4 新安保法制法の制定行為の違憲性.....	12
5 新安保法制法の制定過程の反民主主義性.....	13
6 原告らの権利侵害	13
7 まとめ.....	14
第2 集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること	15
1 新安保法制法制定の経緯	15
2 集団的自衛権の行使が違憲であること	17
(1) 集団的自衛権の行使容認	17
(2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止	17
(3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認	19
(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性	20
(5) 立憲主義の否定	22
3 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること	23
(1) 後方支援活動等の軍事色強化	23
(2) 他国軍隊の武力の行使との一体化による後方支援活動等の武力行使性.....	24

4	砂川事件判決について	28
5	まとめ	28
第3	新安保法制法の下での違憲行為	29
1	新安保法制法制定後の軍事大国化	29
2	具体的行為	30
(1)	米艦への給油	30
(2)	米艦防護	32
(3)	新安保法制法に基づく南スーダンPKO（UNMIS）への自衛隊派遣 の違憲性	36
3	まとめ	43
第4	新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害	43
1	集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況	43
2	各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等	44
3	集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民 の権利侵害の危険性・切迫性	47
4	原告らの権利、利益の侵害（概論）	48
(1)	平和的生存権の侵害	48
(2)	人格権侵害	50
5	原告らの権利、利益の侵害（詳論）	52
(1)	先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族	53
(2)	米軍・自衛隊基地周辺住民	53
(3)	戦争において動員される公共機関の労働者	54
(4)	様々な被害者	54
(5)	信念や生き方を害された者	55
第5	原告らの損害	55
第6	原告らの損害と国家賠償責任	55

1	加害行為.....	55
2	原告らの損害.....	56
3	公務員の故意・過失.....	57
4	加害行為と損害との因果関係.....	57
5	結論.....	57
第7	おわりに.....	57
	【別紙】原告らの権利侵害の具体的内容.....	60

【法律名の略称】

(以下、特記するもの以外は第189回国会での改正後の題名)

・ **平和安全法制整備法** :

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

・ **武力攻撃事態対処法（改正前）** :

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

・ **事態対処法** :

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

・ **周辺事態法（改正前）** :

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

・ **重要影響事態法** :

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

・ **国際平和支援法** :

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

・ **国連平和維持活動協力法** :

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

・ **国民保護法** :

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

・ **特定秘密保護法** :

特定秘密の保護に関する法律

・ **テロ特措法** :

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議に基づく人道的措置に関する特別措置法

・イラク特措法：

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

【原告たちの思い】

- 1 2015年は戦後70年となる年だった。私たちが生きる日本は、その70年間どの国とも戦争をせず、平和を愛する国として世界中から信頼を得てきた。それは、平和主義を大原則として掲げた憲法を、国会も政府も裁判所も守り、国民・市民も大切にしてきたからである。政府は、長年にわたって、憲法上、日本が攻撃されたときに発動できる個別的自衛権は認められるが、他国が攻撃されたときに行使する集団的自衛権は認められないと解釈し、集団的自衛権は認められないとの点は、憲法解釈として国家機関はもちろん、学者や多くの国民・市民の間に定着しており、そして、この考え方により国の方針が決められてきたことが、日本が長期にわたって戦争に関わらないで来られた理由の一つでもあった。
- 2 今回、政府は、集団的自衛権の行使も憲法上認められると勝手に解釈を変更し、多くの国民・市民の反対や、多数の憲法学者の反対意見を無視して、憲法改正手続を経ず、法律の改正・制定により、憲法を事実上変更するために、2015年5月14日新安保法制法案を閣議決定した上、翌15日これを国会に提出して、国会は、同年9月19日、新安保法制法を成立させた。
- 3 私たち原告は、多種多様な国民・市民からなっている。

原告らは、憲法に定める平和主義の実現を心から望む国民・市民であり、今

回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって、原告らの有する平和的生存権を侵害されるとともに、人格権を侵害され、心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受けている。

原告らは、(1)先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例えば、①各地で空襲を受けて被害を受けた者及びその家族、②シベリア抑留者とその家族、(2)米軍・自衛隊基地周辺住民、(3)自衛官及び公共機関の労働者、例えば、①元自衛官、②鉄道労働者、③医療従事者、(4)様々な被害者、例えば、①子どもや孫を持つ母親や家族、②障害者及びその関係者、③生活や福祉が害される者、(5)信念や生き方を害された者、例えば、①学者・研究者、②教育者、③宗教者、(6)その他の被害者などである。

- 4 詳しくは請求原因で述べるが、私たち原告は、今回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって、私たちの有する平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害され、心に深い傷を負わされ、精神的苦痛を受けるなど、その人格権を侵害された。

具体的には、3(1)の平和を望む国民・市民（もちろん、(2)以下の原告を含めて）は、政府・与党による立憲主義無視・憲法破壊行為ともいえる新安保法制法の制定等により、その平和的生存権を侵害されることにより心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受け、そして、電車に乗車中や映画鑑賞等の日常生活の中においても、集団的自衛権行使の結果により間違いなく予想されるテロ行為等による被害の恐怖を抱かせられるなどの状態に至っている。そして、3(2)の基地周辺の住民は、新安保法制法制定の結果、自衛隊が出動する事態になった場合に、相手国から反撃やテロ行為を受け、生命や身体に被害が及ぶことへの恐怖と不安にさいなまれる日々を送らされるようになり、3(3)の地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者などは、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられ、危険

な業務に従事させられたりすることになることから、これらの業務に従事した場合、自らが攻撃され、テロに遭って、生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられ、3(4)①の女性や子どもを持つ親たちは、日本が再び戦争に巻き込まれて女性が虐げられ、子どもが戦場に送られる恐怖を味わわされ、3(4)②の障害者及びその関係者は、戦前、国策である戦争目的に役に立たない「非国民」として冷遇された歴史が再現されるのではないかという恐怖を感じ、3(5)①の研究者等は、自らが平和と生活向上、真理探究のために研究してきた科学理論等の成果が、新安保法制により戦争目的に利用される恐れを感じるにより、深い憤りと苦しみを味わわされ、3(5)②の宗教者は、平和を強く希求して宗教活動をしてきたもので、戦争に道を開く新安保法制により、宗教者としての心を痛く傷つけられ、深い苦しみを味わわされ、3(5)③の教育関係者は、教育現場で平和の大切さを教えてきた者で、新安保法制により日本が戦争をする国になり、教え子が戦争に行くかもしれないことに言い表せぬほど傷つけられ、苦しみを味わわされ、3(6)その他の被害者はそれぞれ、固有の被害を受けている。

- 5 安倍内閣総理大臣は、新安保法制法案が違憲ではないかとの追及に対して、「安保法案が違憲かどうかは、最高裁が判断する」との趣旨を述べて、新安保法制法案が違憲であるとの多数の国民・市民の意見や憲法学者の見解を一顧だにせず、あたかも裁判所に挑戦するかのような態度を表明した。法律制定を推進した張本人である安倍内閣総理大臣自身が、裁判所を指名して新安保法制の憲法適合性の判断を求める以上、違憲審査権を有する裁判所は、正に今こそ何者にも付度することなく正面からこれに答えることが求められており、正に裁判所の存在意義と国民の司法への信頼が問われている。裁判所には違憲立法審査権があり、裁判官には憲法を尊重し、擁護する義務がある。今回の新安保法制に基づく自衛隊の出動等により具体的被害が出てからでは遅きに失することになる。そして、外国の軍隊と共同作戦をとるなどの集団的自衛権行使の

既成事実ができてしまえば、裁判所において違憲と判断をした場合の政治的影響が極めて大きくなり、その判断は今よりいっそう難しくなることも予想される。裁判所におかれては、今こそ違憲であることが明白な新安保法制法を黙認することなく、既成事実の作り上げに手を貸すことをせず、憲法と平和を守りたいとの国民・市民の願いに応えるとともに、内閣総理大臣の求める裁判所としての判断を行い、司法に対する国民の強い期待に応じて新安保法制法が違憲であることの判断をされることを強く願うものである。

【請求の趣旨】

- 1 被告は、原告らそれぞれに対し、各金10万円及びこれに対する2015年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

【請求の原因】

第1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要

1 新安保法制法の制定

2015年9月19日、第189回国会の参議院本会議において、いわゆる新安保法制法案（自衛隊法をはじめとする10本の法律の改正法案である平和安全法制整備法案及び新法制定法案である国際平和支援法案、以下、これらの法案を総称して「新安保法制法案」と、可決成立したこれらの法律を総称して「新安保法制法」と、新安保法制法に基づく法体制を「新安保法制」という。）が採決され、賛成多数で可決成立したとされた。そして、これらの法律は、2016年3月29日施行された。

2 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出

新安保法制法案の基本的な内容は、2014年7月1日の閣議決定である「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（以下、「26・7閣議決定」という。）に基づくものであり、同決定においては、「政府として、以上述べた基本方針の下、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始する」ことが確認された。

その後内閣は、2015年5月14日、26・7閣議決定の趣旨に沿って、新安保法制法案を閣議決定し（以下、「27・5閣議決定」という。）、翌15日これを国会に提出した。

3 新安保法制法の中心的内容

新安保法制法案の中心的内容は、従来の政府が一貫して憲法9条の下では許されないとしてきた集団的自衛権の行使を、「存立危機事態」における防衛出動として容認する点や、これまで武力を行使する他国に対する支援活動を「非戦闘地域」等に限る等としてきた限定を大きく緩和し、「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば、世界中どこにおいても、弾薬の提供まで含む兵站活動を「後方支援活動」ないし「協力支援活動」として広く認めようとする点などにある。

4 新安保法制法の制定行為の違憲性

しかし、このような新安保法制法によって容認されることとなった自衛隊の諸活動は、戦争を放棄し、戦力の保持を禁止し、交戦権を否認した憲法9条に明らかに違反するものであり、ひいては、安保法制法自体、憲法9条の平和主義条項に違反して無効である。

また、このように内閣及び国会が、恣意的な憲法解釈の変更を行い、憲法の条項を否定する内容の閣議決定をし、法律を制定したこともまた、憲法99条に定められた憲法尊重擁護義務に違反するものであるとともに、憲法改正手続

をも潜脱するものとして、立憲主義の根本理念や国民主権の基本原理を踏みこじるものであって、明らかに違憲・違法である。

5 新安保法制法の制定過程の反民主主義性

なお、この新安保法制法案の採決に至る過程においては、上記のような極めて重大な問題を抱える法案に対する国民の反対の声や、慎重審議を求める声が大きな世論となり、市民による国会周辺及び全国各地での広汎な反対運動が展開され、その様子は連日のように報道された。

また、元最高裁判所長官と複数の元最高裁判所判事や、歴代の元内閣法制局長官により、集団的自衛権の行使が違憲であることはもはや確立した法規範となっているとの見解が示され、さらには、圧倒的多数の憲法学者や日本弁護士連合会をはじめ各単位弁護士会が、新安保法制法案が違憲であり、これに反対する旨の意見表明をした。

しかし、政府・与党は、これら国民・市民や法律家の声に背を向けて、衆議院及び参議院での採決を強行し、法案を「成立」させてしまった。中でも参議院平和安全法制特別委員会における採決は、地方公聴会の報告もされず、総括質疑も行わず、「議場騒然、聴取不能」としか速記に記録されない混乱の中で「可決」したとされる異常なものだった。このような国会のありようは、日本の民主主義制度をも根底から揺るがすものである。

6 原告らの権利侵害

(1) 原告らは、日本国憲法の下で生きる国民であり、市民である。原告らはこれまで、日本国憲法の下で平和的生存権を含む基本的人権を享受し、またその保持のために不断の努力を重ねてきた。

原告らのある者は、先の太平洋戦争において自らや家族が空襲・原爆等による被害を受けた極限的な経験を有し、戦争の惨禍を身をもって体験し、その体験を戦後70年間背負って生きてきて、平和のうちに生存する権利がその人格の核心部分を構成している。

原告らのある者は、米軍・自衛隊基地の近くに居住して、平時でもテロ攻撃の危険に脅かされ、戦時ないし準戦時体制になれば相手国からの武力攻撃の対象になる。

原告らのある者は、指定公共機関等で働き、日本の戦争遂行・戦争関与のために戦争協力や危険な業務への従事を命ぜられることになる。

原告らのある者は、いざ戦争となった場合に、家族や親族が戦場に駆り出される蓋然性が高い者等である。

そして、原告らは、すべて、新安保法制法が実施・運用された場合に何らかの権利制限を受け、権利侵害を受ける者である。

- (2) 憲法9条に違反する新安保法制法の制定は、その実施を予定するものであり、現に2016年3月29日に施行され、当時の防衛大臣である中谷元は施行直前の記者会見において、「新たな任務については準備期間を経て実施する」旨を述べている。

集団的自衛権の行使、後方支援活動、協力支援活動等の新安保法制法により新たに定められた任務が実施された場合、日本は、行使の相手国から敵対国とみなされ、テロを含む攻撃を受けることになる。原告らは、これから起こるであろうこれらの事態を予測し、言葉に表せないほどの精神的苦痛を受けている。

7 まとめ

以上のとおり、新安保法制法の制定に係る内閣（その構成員である各国务大臣）による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決、制定は、①憲法前文及び9条の下で、戦争や武力の行使をせず、戦争による被害も加害もない日本に生存することなどを内容とする、原告らの平和のうちに生存する権利（平和的生存権）を侵害するものである。②また、日本が外国の戦争に加担することによって、国土が他国からの反撃やテロリズムの対象となり、あるいは外国で

の人的活動・経済的活動等を危険に晒すなど、生命・身体の安全を含む人格権を侵害するものである。

第2 集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること

1 新安保法制制定の経緯

(1) 内閣は、前記のとおり、2014年7月1日、26・7閣議決定を行った。

同閣議決定は、「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している」、「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」などとの情勢認識に基づき、「いかなる事態においても国民の命と暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく『積極的平和主義』の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制の整備をしなければならない」として、次のような法整備等の方針を示したものである。

① 「武力攻撃に至らない侵害への対処」として、警察機関と自衛隊との協力による対応体制の整備、治安出動や海上警備行動の下令手続の迅速化の措置、自衛隊による米軍の武器等防護の法整備等を行う。

② 「国際社会の平和と安定への一層の貢献」として、(ア)後方支援について、他国軍隊の「武力の行使との一体化」論自体は前提としつつ、自衛隊の活動する範囲を従来の「後方地域」や「非戦闘地域」に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」でない場所であれば支援活動を実施できるようにする、(イ)PKOなどの国際的な平和支援活動について、駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用、邦人救出のための武器使用を認める。

- ③ 「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」として、後に新安保法制法において、存立危機事態における防衛出動として位置づけられる集団的自衛権の行使を、憲法上許容される自衛のための措置として容認する。
- (2) 政府は、その後、2015年4月27日、アメリカ合衆国との間で、新安保法制法案の内容に則した新たな「日米協力のための指針」（新ガイドライン）を合意した上、内閣は、前記のとおり、5月14日、新安保法制法案の閣議決定（27・5閣議決定）を行った。この法案は、自衛隊法・事態対処法・周辺事態法・国連平和維持活動協力法等10件の法律を改正する平和安全法制整備法案と、従来のようなテロ特措法・イラク特措法等の特別立法なしに随時自衛隊を海外に派遣して外国軍隊を支援できるようにする一般法としての新規立法である国際平和支援法案の、2つの法案によって構成されたものである。そして政府は、翌5月15日、同法案を衆議院に提出した。
- 法案の内容は、基本的に26・7閣議決定に基づくものとなっているが、それを越えた部分もある。重要な点として例えば、後方支援について、従来の「周辺事態」を「重要影響事態」に広げて地理的限定なく自衛隊を海外に派遣できるようにし、また、特別立法なしに世界中で生ずる「国際平和共同対処事態」にいつでも自衛隊を派遣できるようにし、さらにこれらの後方支援の内容として他国軍隊に対する弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を可能としたなどの点がある。また、国連平和維持活動協力法においても、国連が統括しない「国際連携平和安全活動」にも自衛隊が参加できるようにしたなどの点がある。
- (3) 新安保法制法案は、衆議院で同年7月16日に可決され、参議院で同年9月19日に可決されて、同月30日公布され、2016年3月29日施行された。

2 集団的自衛権の行使が違憲であること

(1) 集団的自衛権の行使容認

新安保法制は、自衛隊法及び武力攻撃事態対処法を改正して、これまでの武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）との概念に加えて、存立危機事態という概念を創り出し、自衛隊が、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権を行使することを可能とした。

すなわち、改正後の事態対処法 2 条 4 号において、存立危機事態は「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義され、自衛隊法 7 6 条 1 項 2 号は、防衛出動の一環として、存立危機事態における自衛隊の全部又は一部の出動を規定した。そして防衛出動をした自衛隊は、「必要な武力の行使をすることができる」（同法 8 8 条 1 項）ことになる。

(2) 憲法 9 条の解釈における集団的自衛権行使の禁止

憲法 9 条の解釈については、A：自衛のための戦争を含めてあらゆる武力行使を放棄して非武装の恒久平和主義を定めたものであるという解釈から、B：自衛のための必要最小限度の実力の保持は憲法も許容しているとの解釈、さらには、C：否定されるのは日本が当事者となってする侵略戦争のみであって集団的自衛権の行使も許されるとする解釈まで、様々な立場がある。

憲法 9 条の明文から見れば、あらゆる戦争と武力の行使および武力による威嚇を永久に放棄するとともに（第 1 項）、それを徹底するために戦力の不保持と交戦権の否認を定め（第 2 項）、徹底した非戦・非軍事の平和主義を宣言しており、全ての戦争や武力行使等を放棄している以上、武力行使を前提とした「自衛権」をも当然に放棄しているのであり、憲法 9 条の下では「自衛権」行使や、行使の手段たる「自衛力」の保持が許される余地はないと考えることが最も素直な解釈というべきである。

しかし、日本政府は、これまで、日本国憲法も独立国が当然に保有する自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法9条2項の「戦力」には当たらないとする一方で、その自衛権の発動は、①日本に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことの3つの要件（自衛権発動の3要件）を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきた。そして、政府は、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、この自衛権発動の3要件、特に①の要件に反し、憲法上許されないと解してきた。

また、政府は、③の要件の自衛権による実力行使の「必要最小限度」については、それが外部からの武力攻撃を日本の領域から排除することを目的とすることから、日本の領域内での行使を中心とし、必要な限度において日本の周辺の公海・公空における対処も許されるが、反面、武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土・領海・領空に派遣する、いわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないとしてきた。

すなわち、政府は、自衛隊による実力の行使は、日本の領域への侵害の排除に限定して始めて憲法9条の下でも許され、その限りで自衛隊は「戦力」に該当せず、「交戦権」を行使するものでもないと解してきたが、それ故にまた、他国に対する武力攻撃を実力で阻止するものとしての集団的自衛権の行使は、これを超えるものとして憲法9条に反して許されないとされてきたのである。これにより、これまでの政府は既成事実として世界有数の軍事的装備を有するに至った自衛隊が、「専守防衛に徹する」組織であるが故にかろうじて憲法9条に違反しないとする解釈を確立してきたのである。

この海外派兵の禁止，集团的自衛権の行使の禁止という解釈は，1954年の自衛隊創設以来積み上げられてきた，一貫した政府の憲法9条解釈の基本原則であり，内閣法制局及び歴代の総理大臣の国会答弁や政府答弁書等において繰り返して表明されてきた。それは，憲法9条の確立された政府の解釈として規範性を有するものとなり，これに基づいて憲法9条の平和主義のもとで世界有数の軍事組織である自衛隊が存在するという矛盾を埋める現実的枠組みが形成され，「平和国家日本」の基本的あり方が形作られてきたのである。

この解釈は，前述の通り，本来戦争の放棄と交戦権の否認という徹底した平和主義を標榜する憲法9条の下で，現実として世界有数の軍事力を持つ自衛隊を保持するに至っているという矛盾を解消するための苦肉の策としての極めて苦しい解釈論と言う側面を有しており，裏返せば，自衛隊が憲法9条に違反しないことを説明するための説明のぎりぎりの限界を画していたと言うべきである。

(3) 閣議決定と新安保法制法による集团的自衛権行使の容認

ところが，政府は，2014年7月1日，上記のこれまでの確立したいわば限界的な憲法9条の解釈を覆し，これを突破して集团的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定（26・7閣議決定）を行い，これを実施するための法律を制定するものとした。

すなわち，「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず，①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し，これにより我が国の存立が脅かされ，国民の生命，自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において，②これを排除し，我が国の存立を全うし，国民を守るために他に適当な手段がないときに，③必要最小限度の実力の行使をすること」は，従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として，憲法上許容されるとし，この武力の行使は，国際法上は集团的自

衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも「自衛の措置」として許容されるものである、としたのである（上記①②③は引用者が挿入。これが「新3要件」といわれるものである。）。

この解釈はもはや戦争放棄と交戦権の否認を明文で定める憲法9条の解釈限界を超えるものであり、事実上の解釈改憲と言わざるを得ないものだった。

そして、新安保法制法による改正自衛隊法76条1項及び事態対処法2条4号等に、上記新3要件に基づく「防衛出動」との位置づけにより、この集団的自衛権の行使の内容、手続が定められるに至った。

(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性

ア しかし、この集団的自衛権の行使の容認は、いかに「自衛のための措置」と説明されようとも、自衛隊創設以来60年以上にわたって政府の限界的憲法解釈として定着し、現実的規範となってきた憲法9条の解釈の核心部分、すなわち、自衛権の発動は日本に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを日本の領域から排除するための必要最小限度の実力の行使に限って許されるとの解釈を真っ向から否定するものである。それは、これまでの政府解釈が解釈の限界として一線を画していた「他国に対する武力攻撃が発生した場合に自衛隊が海外にまで出動して戦争をすること」を認めることであり、これはもはや自衛隊は「戦力」であることを否定し得ず、交戦権の否認にも抵触することになる。

イ 新3要件に即してみると、そのことはより明確である。

まず、「他国に対する武力攻撃」に対して日本が武力をもって反撃するということは、法理上、これまで基本的に日本周辺に限られていた武力の行使の地理的限定がなくなり、外国の領域における武力の行使、すなわち海外派兵を否定する根拠もなくなることを意味する。

そして第1要件についていえば、従来の解釈である「我が国に対する武

力攻撃」があったかなかったかは事実として明確であるのに対し、他国に対する武力攻撃が「我が国の存立を脅かす」かどうか、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利を覆す」かどうかは、事実の有無でなく価値的評価の問題であるため、解釈者の主観によって極めてあいまいであり、客観的限定性を欠く。「密接な関係」「根底から覆す」「明白な危険」なども全て価値的な評価概念であり、その該当性は判断する者の評価によって左右されることになる。そして法案審議における政府の国会答弁によれば、この事態に該当するかどうかは、結局のところ、政府が「総合的に判断」するというのである。そうすると政府の恣意的な判断によっていくらかでも軍事力の行使が可能になってしまうことになりかねず、自衛隊の活動を専守防衛に限定する機能はない。

第2要件（他に適当な手段がないこと）及び第3要件（必要最小限度の実力の行使）は、表現はこれまでの自衛権発動の3要件と類似しているが、前提となる第1要件があいまいになれば、第2要件、第3要件も必然的にあいまいなものになる。

例えば、国会審議を含めて政府から繰り返し強調されたホルムズ海峡に敷設された機雷掃海についてみれば、第1要件のいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命等が根底から脅かされる」のは、経済的影響でも該当するのか、「経済的影響」といっても、それは日本が有する半年分の石油の備蓄が何か月分減少したら該当することになるのか、またそのときの国際情勢や他国の動きをどう評価・予測するのかなどの判断の仕方に左右され、第2要件の「他の適当な手段」として、これらに関する外交交渉による打開の可能性、他の輸入ルートや代替エネルギーの確保の可能性などの判断も客観的基準は考えにくく、さらに第3要件の「必要最小限度」も第1要件・第2要件の判断に左右されて、派遣する自衛隊の規模、派遣期間、他国との活動分担などの限度にも客観的基準を見出すことは困難である。

以上に加えて、2013年12月に制定された特定秘密保護法により、防衛、外交、スパイ、テロリズム等の安全保障に関する情報が、政府の判断によって国民に対して秘匿される場合、国民は「外国に対する武力攻撃」の有無・内容、その日本及び国民への影響、その切迫性等を判断する偏りのない十分な資料を得ることすらできず、政府の「総合的判断」の是非をチェックすることができないのである。

ウ こうして、新安保法制法に基づく集団的自衛権の行使容認は、これまで政府自らが確立してきた憲法9条の規範内容（それ自体が解釈の限界に達していたもの）を否定するものであるとともに、その行使の3要件が客観的限定性をもたず、きわめてあいまいであるため、時の権力を掌握する政府の判断によって、日本が、他国のために、他国とともに、地理的な限定なく世界中で武力を行使することを可能にするものとして、憲法9条の規定に真っ向から違反し、事実上無意味にしてしまうものである。

(5) 立憲主義の否定

ア 日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」（前文）として、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の不可侵性を規定するとともに（97条）、憲法の最高法規性を規定して（98条1項）、国務大臣・国会議員等に憲法尊重擁護義務を課した（99条）。日本国憲法の立憲主義は、国家権力に憲法を遵守させて縛りをかけ、平和の中でこそ保障される国民・市民の権利・自由を確保しようとするものである。

イ 26・7閣議決定、27・5閣議決定及び新安保法制法の制定によって集団的自衛権の行使を認めることは、自衛隊を保持するに至った歴代自民党内閣すら禁止せざるを得ない規範として確立していた憲法9条の内容を、解釈の限界を乱暴に踏み超えて行政権の憲法解釈及び国会による法律

の制定によって改変してしまおうとするものであり、これはまさに、上記の立憲主義の根本理念を踏みにじるものである。

3 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること

(1) 後方支援活動等の軍事色強化

重要影響事態法及び国際平和支援法においては、その主要な活動として、「合衆国軍隊等に対する後方支援活動」及び「諸外国の軍隊等に対する協力支援活動」（以下、「後方支援活動」と「協力支援活動」を合わせて「後方支援活動等」という。また、集団的自衛権の行使と後方支援活動等の実施を合わせて「集団的自衛権の行使等」といいます。）が規定されている。これによって、自衛隊による後方支援活動等は、地球上どこでも、また、米軍に対してだけでなくその他の外国の軍隊に対しても、後方支援活動等を行うことが可能となった。

すなわち、従来の周辺事態法では、「周辺事態」すなわち「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」に対処することが目的とされており、少なくとも自衛隊の活動の地理的限界を画する機能を有していたが、周辺事態法は重要影響事態法へと改正され、「周辺事態」の定義規定文言から「我が国周辺の地域における」という限定を外した「重要影響事態」に際して、後方支援活動等を行うことが目的とされ、自衛隊の地理的限界を画する機能は完全に消滅した。

また、自衛隊による他国軍の後方支援については、これまで、アフガニスタン戦争、イラク戦争に際して、テロ特措法、イラク特措法等という特別立法をそのつど行い、外国軍隊への協力支援等が行われてきたが、新しく個別に生じる事態に関係なく発動する事が可能となる国際平和支援法が制定された。これにより、「国際平和共同対処事態」すなわち「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合

憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」に対して、いつでも、地理的限定なく自衛隊を後方支援等のために派遣できることになり、「協力支援活動」、「捜索救助活動」等として、武力行使等をする外国軍隊への協力支援等の対応措置をとることが出来ることになった。

後方支援活動等の内容については、「後方支援活動」及び「協力支援活動」の内容は従前とほぼ同じであり、自衛隊に属する水・食糧・機器等の物品の提供及び自衛隊の部隊等による輸送・修理・医療等の役務の提供が主な内容とされているが自衛隊に属する物品の提供については、従来の周辺事態法等においては、憲法9条適合性を意識して「外国の武力行使と一体化しない」という理屈で一線を画するために「武器（弾薬を含む。）の提供を含まない」として限定されていたところ、重要影響事態法等においては、「武器の提供は含まない」として弾薬の除外が削除され、弾薬の提供が可能となった。

新安保法制法においては、従来の周辺事態法やテロ特措法等の内容を拡大し、これまで禁止されていた弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機の給油・整備等、外国の武力の行使に直結する、より軍事色の強いものについての禁止が外されてしまったのである。

(2) 他国軍隊の武力の行使との一体化による後方支援活動等の武力行使性

ア 後方支援活動等とされるものは、外国の軍隊に対する物品及び役務の提供であって、一般に「兵站」と呼ばれているものである。

これらの後方支援活動等は、後述のように、これまでは自衛隊が直接戦闘行為に加わる行為にはあたらず、かつ「外国の武力行使と一体化しない」（いわゆる「武力行使一体化論」）として合憲性の説明がされてきたにもかかわらず、この「武力行使一体化論」もかなぐり捨てることになった。これにより、自衛隊の後方支援活動自体が直接武力行使に当たらないとしても、他国の武力行使と一体化することによって、または一体化する危険

性の高いものとして、憲法9条が禁止する「武力の行使」そのものと評価され違憲と解すべきことになることはもはや明らかである。

イ この点について、名古屋高裁2008年4月17日判決（判例タイムズ1313号137頁－自衛隊のイラク派遣差止訴訟）は、イラクにおいて航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を空輸した行為につき、「他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるということが出来る」と判示した。

後方支援活動等は、それ自体は戦闘行為そのものではないとしても、相手国から見れば一体として武力を行使しているものとして攻撃の対象となり得るものであり、法的にも武力の行使と評価されるものなのである。

ウ 上述の通り、従来の政府解釈では、このような一体化論（後方支援活動等が、法的に武力行使とみられることがあるとの議論）を前提として、逆に他国軍隊の武力行使と「一体化」しなければ憲法上の問題を生じないとの解釈が行われてきた。

周辺事態法（1999年）においても、米軍の支援を行うことができる地域を、「後方地域」すなわち「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に限定することによって、米軍の武力行使と一体化しない法律上の担保とする仕組みがとられた。周辺事態法においては、同時に、後方地域支援活動としての米軍に対する物品・役務の提供から、弾薬を含む武器の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備が除外された。

また、旧テロ特措法（2001年）においても、周辺事態法の上記「後方地域」と同じ文言で定められた地域に協力支援活動等を限定して、多国籍軍との武力行使の一体化が生じないようにすることとされた。ここで限定された活動地域は、法文上の定義ではないものの「非戦闘地域」と称さ

れ、自衛隊の活動領域を「非戦闘地域」に限定し、「非戦闘地域」での協力支援活動等は武力行使に当たらないとして、法文上この問題を解決しようとしていた。

旧イラク特措法（2003年）においても同様の解釈が行われた。

もっとも、「非戦闘地域」と「戦闘地域」の区別についても大きな議論となり、そもそもこのような区別を前提とする立法および解釈自体が、相当に危険をはらんでいるものだった。現に、「非戦闘地域」とされたサマワの自衛隊の宿営地に迫撃砲やロケット弾による攻撃が10回以上発生した。

エ もともと、「限定した」という説明自体に無理があり、運用の事態から見ると相当に危険をはらんでいる立法および解釈であったにもかかわらず、重要影響事態法と国際平和支援法は、これらの要件をさらに骨抜きにできてしまっただけで、事実上限定の意味を失わせた。つまり、「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所であれば、そこで実施する日本の支援活動については、そもそも当該他国の武力行使と一体化するものではない、という考え方を採ることとし、状況の変化に応じて、その場所が「現に戦闘行為を行っている現場」になる場合には、その活動を休止・中断すればよいものとしたのである（26・7閣議決定）。

しかし、重要影響事態法によれば、「戦闘行為」の定義は「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為」（2条3項）を意味する。そして常識的に考えても、武力紛争、武器により行われる殺傷・破壊行為は、必ずしも24時間絶え間なく続くわけではなく、前進・後退、補給、小休止、偵察、戦況判断などの様々な局面で中断したりしながら断続的に継続するものであることは明らかであろう。その中でたまたま殺傷・破壊が一時的に中断しているからといって、戦闘の他方当事者からは中断の目的や継続時間、再開の時期などは全く判断できず、戦闘

行為は何時再開されるか全くわからない中で、自衛隊が「現に戦闘が行われていないから」として、戦闘地域に行って後方支援活動をすれば、突然予測不可能に戦闘が開始され武力行使に巻き込まれ、攻撃を受け応戦せざるを得ない事態になることは明らかである。そうであるからこそ、これまでの法律では「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に活動を限定することによって、自衛隊の後方支援活動等が武力行使と一体化しないように担保していたのである。新法は、この限定をかなぐり捨て、限定を取り払ってしまったのである。もはや「限定」は言葉遊びに過ぎず、限定の意味は無くなってしまっていることは明白である。

加えて、重要影響事態法と国際平和支援法は、後方支援活動等の内容として、弾薬の提供や、戦闘行為のために発進準備中の航空機に対する給油・整備までも許容している。これは他国軍隊の武力行使への直接の支援にほかならない。

オ 政府は、それでも「武力行使の一体化」は生じないとするが、これは戦闘の実態に目をつぶった欺瞞であると言わざるを得ない。これによれば、自衛隊は、現に戦闘行為が行われていなければ、戦闘地域（何時戦闘行為が再開されるか全く予測不能な場所）で、弾薬の提供までも含むような兵站活動を行うことができるということである。そのような場合、自衛隊は、相手国から見れば、武力を行使する他国の軍隊とまさに一体となって武力を行使する支援部隊にほかならず、相手国からの攻撃の対象とされることは避けられない。そして自衛隊がこれに反撃し、交戦状態へと突き進む危険性は極めて高いといえる。

危ういながら、「非戦闘地域」という枠組みによってかろうじて合憲性の枠内に留まるとされてきた後方支援活動等ではあったが、その枠組みさえも取り払われ、弾薬の提供等まで許容した上記二つの法律においては、

もはや従来同様の合憲性の説明は成り立たないことは明らかである。新安保法制による自衛隊の後方支援活動等は、もはや他国軍隊の武力の行使と一体化し、又は一体化の危険性が高い活動といわざるを得ず、憲法9条に違反するものであることが明らかである。

4 砂川事件判決について

集団的自衛権の行使が憲法上許容されるものであることについての根拠を示すことが困難になっていく中で、政府与党からは、最高裁1959年12月16日大法廷判決(刑集13巻13号3225頁,砂川事件判決)において「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」と述べられていることをもって、「必要な自衛の措置をとること」には、集団的自衛権も含まれるとの合憲性の主張がなされるようになった。

しかし、砂川事件は、現在とは安全保障環境がまったく異なる60年近く前に、アメリカ軍基地の駐留が合憲か否かが争われたものであり、集団的自衛権の憲法適合性はまったく争点になっていない。しかも、最高裁の上記判示部分は、傍論として、日本に対する直接の武力攻撃があった場合の当然の「国家固有の権能」としての自衛の権利について述べたものであることは文脈上も明らかである。そのような判決文の片言隻句をして、今回の新安保法制法正当化の論理の根拠としてこじつけるほかに正当化の論拠が見いだせないところに、逆に合憲論の根拠の弱さが明白に表れている。

5 まとめ

以上のとおり、集団的自衛権行使及び後方支援活動等の実施を容認する部分、すなわち、新安保法制法のうち、少なくとも集団的自衛権の行使等の根拠となる条項(自衛隊法76条1項2号等,重要影響事態法3条1項2号,6条1項,2項等,国際平和支援法3条1項2号,7条1項,2項等)は、いずれも憲法

9条に一義的にかつ一見極めて明白に違反し、違憲であり、違憲の法律制定に向けての閣議決定及び国会の議決等が違法であることは明らかである。

第3 新安保法制法の下での違憲行為

1 新安保法制法制定後の軍事大国化

(1) 新安保法制法制定前後からの自衛隊の新装備等の導入やその構想の拡大には著しいものがあり、従来の「専守防衛」の域を超えるものと言わざるを得ない。このまま進めば、日本はまぎれもない軍事国家へと変貌するだろう。

ア 新安保法制法が制定された際に、離島への不法上陸などグレーゾーン対策とされていた、「日本版海兵隊」と呼ばれる水陸機動団が、米軍海兵隊との共同訓練等を経て、2018年3月27日に発足した。同時に、2021年度までに、水陸機動団を最前線に運ぶオスプレイ17機が導入されることも決定している。

イ 政府は、2017年12月、新たな弾道ミサイル防衛システムとして、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）2基を導入することを決定した。秋田県と山口県に設置することが構想されているが、導入に1基1000億円以上もかかる装備で、単独国での保有はアメリカ以外にはないものである。

ウ 航空自衛隊の戦闘機に搭載する長距離巡航ミサイルを導入するための関連経費として約22億円が、2018年度予算に盛り込まれた。日本海上空や東シナ海上空から発射すれば北朝鮮や中国まで届くもので、敵基地攻撃が可能なミサイルであり、攻撃的兵器として専守防衛を逸脱するものである。

エ 2018年1月には、航空自衛隊初のステルス戦闘機F35Aが、米国での訓練等を経て青森県三沢基地に配備された。相手のレーダーに捉えられにくく、防空網を破って侵入できる敵地攻撃的な能力を持つもので、F4の後継機として42機の導入が予定されている。日米が同じ機体で編隊

を組み、データをリンクして敵地を攻撃する共同作戦も視野に入ってくるという。

オ 2017年5月、自衛隊法95条の2の武器等防護に関する警護を初めて実施した日本最大の護衛艦「いずも」は、空母の形状をしたヘリコプター搭載艦だが、この「いずも」を、垂直離着陸が可能なF35Bステルス戦闘機を搭載する空母とする構想が浮上し、検討されている。これまで日本は、憲法9条の制約として、相手国の壊滅的破壊のために用いられる攻撃型兵器の保有は認められないとして、空母は持たないとされてきたが、これも踏み越えられようとしている。

(2) このように、新安保法制法の下で、自衛隊は、ミサイル防衛も含めて米軍との共同・一体的運用を深化し、海外での武力の行使も視野に入れて敵地攻撃能力を備えた新たな装備を次々と導入する動きが顕著になっている。それは、日本の領域を守るという専守防衛から離脱して、世界規模に武力の行使を含めた活動を展開しようとする動きとして、根本的に変容させてしまう危険性を示すものといわざるを得ない。

2 具体的行為

新安保法制法施行後、新任務として実施されたのは米イージス艦への給油と米艦防護、新安保法制法により新たに認められた駆けつけ警護及び宿营地共同防護の任務を付与された自衛隊部隊の南スーダンへの派遣である。これらは、いずれも従来の政府解釈でも違憲となる行為である。以下、それぞれについて論ずる。

(1) 米艦への給油

ア 2017年4月から海自の補給艦が弾道ミサイル警戒にあたる米イージス艦に給油を行っていたことが新聞報道された（2017年9月15日新聞赤旗、同月16日日経新聞）。

これは、同年4月に発効した日米ACSA（物品役務相互提供協定）に

基づく任務である。国内法的な根拠は、新安保法制により自衛隊法100条の6（米軍に対する物品・役務の提供）が改定され、「ミサイル防衛」などに従事する米軍への物品・役務の提供が可能となった。同条は、「防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。」と定め、その4号に「4 自衛隊の部隊が第82条の3第1項又は第3項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊」と定めている規定によるものと思われる（菅官房長官は、新たな日米ACSAに従って、実際にそのような活動を行っている」と述べ、改定ACSAの適用を認めたが、「自衛隊・米軍の運用の詳細が明らかになるおそれがある」として、日時や場所・回数などの具体的な活動内容は一切明らかにしなかった。また、河野克俊統合幕僚長も記者会見で、「どういう場面で何を提供しているかは、運用に関わることなのでお答えできない」と詳細を隠した。）。

イ 上記米艦への給油は、「平時」の自衛隊法100条の6に基づく「後方支援活動」であるが、後方支援活動は、重要事態対処法でも国際平和支援法でも自衛隊に認められた活動である。しかし、我が国では後方支援活動と呼ばれるものの、軍事的には、兵站行為にあたるものであり、国際法上は、敵対行為として中立義務に違反する行為、「武力行使に該当する可能性のあることは国際法上一般的な解釈である」と評価されている（大河内美紀「国際平和支援法案の検討」日本評論社別冊法学セミナー安保関連法総批判53頁）。米艦が一旦、武力行使を行った場合には、その米艦に補給活動を行っていた自衛隊の艦船は、米艦の武力行使と一体とみられ、憲

法 9 条 1 項の禁止する「武力の行使」を行ったものとして、憲法 9 条 1 項違反に該当する。米艦が武力行使をしなかった場合でも明らかに「武力による威嚇」に該当し、これと一体化するような補給行為（後方支援行為）は、やはり憲法 9 条 1 項に違反する。

(2) 米艦防護

ア 2017年5月1日から3日にかけて、安保法制法に基づく「武器等防護」の初めての任務が行われた。海上自衛隊の護衛艦「いずも」が、1日に横須賀基地を出て房総半島沖周辺で米海軍の貨物弾薬補給艦「リチャード・E・バード」と合流し、周辺を警戒しながら四国沖へ向かっていた。一方、別の海自護衛艦「さざなみ」は2日午前にも呉基地（広島県）を出港し、豊後水道を南下して太平洋に出た後、3日に四国沖でいずもと合流した。2隻は補給艦を護衛しながら航行したとされている。

この間、海上自衛隊護衛艦の艦載ヘリコプターを補給艦に着艦させ、海自艦が補給艦から燃料の補給を受ける手順を確認するなどの訓練も実施したという（朝日新聞2017年5月3日）。

この行動は、武器等防護任務の初実施という実績作りとともに、日本とアメリカが軍事的に一体となって行動していくことをアピールする狙いがあった。

今回の実績をもとに、日本海に展開する米原子力空母カール・ビンソンや米イージス艦に対する「米艦防護」、米戦闘機に対する「米軍機防護」などへと拡大する危険もある。

もっとも、これらの事実について、政府は公式な発表を行っていない。2016年12月22日国家安全保障会議決定「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針」によると、「防衛大臣は、毎年、前年に実施した警護の結果について、国家安全保障会議に報告するものとする」とされ、武器等防護の任務が行われたとしても、年毎の報告にとどまる。また、「本条

の運用の状況については、次のア及びイに規定するもののほか、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（1999年法律第42号）を踏まえ、政府として適切に情報の公開を図ることとする」とされているものの、「防衛大臣は、本条の運用に際し、自衛隊又は合衆国軍隊等の部隊に具体的な侵害が発生した場合等、本条による警護の実施中に特異な事象が発生した場合には、速やかに公表すること」という書き方のおり、速やかな公表は特異な事象が発生した場合に限られる。一切が公表されず、秘密裏に事態が進み、攻撃を受けて公表された時には、既に戦闘状態に陥っている可能性が否定できない。

イ 米艦防護の法的根拠

(ア) そもそも従来の法的な枠組みでは、自衛隊の「警戒監視活動」は、その法的根拠は、防衛省設置法4条18号の「所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと」という、もともと根拠薄弱なものであり、そのような活動を自衛隊と他国の軍隊が連携して行いうるのか曖昧なものであった。これが、2014年閣議決定により、集団的自衛権行使を違憲でないとしたことにより、他国軍との平素からの連携、共同を否定する必要がなくなり、米軍からの要請により、共同して警戒監視活動を行う任務を担うことが可能となる、という論理に基づいて根拠づけられることになった。つまり、「集団的自衛権行使が可能なら平時の共同連携行為も当然」という論理に基づくものである（小沢隆一「日米軍事同盟「最前線」の法整備の素顔」日本評論社別冊法学セミナー安保関連法総批判83頁～84頁）。しかし、集団的自衛権行使が違憲である以上、上記共同の警戒監視活動の法的根拠は、防衛省設置法以外になく、米軍からの要請を断れないために、無理矢理につじつまを合わせたものとしか考えられない。そもそも法的根拠が薄弱であり、それ自体、違法の疑いがある。

(イ) しかも、米艦防護の直接の法的根拠は、自衛隊法95条の2によるも

のと考えられる。新安保法制法によって改定された自衛隊法 95 条の 2 は、「自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第 36 条又は第 37 条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない」として、日本の武器等の防護のほか、合衆国軍隊等の武器等を防護するために、自衛官が武器を使用することができることとされた。この規定は、自衛隊の武器等防護のための自衛官の武器使用権限を定めた自衛隊法 95 条の適用場面を拡張し、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するため、平時から自衛官に武器の使用を認めるものである。

ウ 自衛隊法 95 条の 2 の違憲性

政府は、自衛隊による武器等防護を警察権の行使として捉えている。すなわち、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊や奪取から防護するための極めて受動的、限定的な必要最小限のものとして、例外的に認められてきたもので、本来は警察機能に属すべきものであるが、自衛隊の武器等が強力なものであるため、警察機関ではなく、武器等を警護する任務を与えられた自衛官に武器使用の権限を与えたものである（福田護「解説 安保法制改定法案の概要とその違憲性」長谷部恭男・杉田敦編『安保法制の何が問題か』（岩波書店 2015 年）48 頁）。

このような武器使用は、防護対象が主に武器であるため、生命・身体に対する自然的権利とも言えず、従来の政府答弁でも積極的な根拠付けはで

きないままであった。2003年6月13日衆議院外務委員会における内閣法制局第二部長答弁でも、「憲法上問題が生じない武器の使用の類型といたしましては、従来の自己等を防衛するためのもの及び自衛隊法第95条に規定するもの以外にはなかなか考えにくい」とされていた。

特に、95条を国外において適用することには憲法上の疑義が呈され、国連平和維持活動協力法においては、2001年にPKFの凍結解除がなされるまで、同条の適用も除外されていたし、1999年の周辺事態法制定に際しても議論がなされたこともある。そして、この規定の解釈として、「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為に対処するため」、武器等の退避によっても防護が不可能であること（事前回避義務）、武器等が破壊されたり相手が逃走した場合には武器使用ができなくなること（事後追撃禁止）など、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の使用のみが許されるものとされてきた（1999年4月23日付け政府統一見解「自衛隊法95条に規定する武器の使用について」）。このように、自衛隊の武器等防護を定めた自衛隊法95条すら憲法上の根拠に疑義がある。ましてや、外国軍隊の武器等防護のために自衛官が武器を使用することに、憲法上の根拠は考え難い。

宮崎礼壹元内閣法制局長官も「改正自衛隊法95条の2で米国の武器等を自衛隊が防護する規定も、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段だとの評価に重大な疑問があり、また、事前の回避義務、それから事後追撃禁止の条件を米軍自体に約束させるという前提でなければ、その自衛隊、自衛官による防護は、容易に違憲の武力行使に至るおそれがあると考えます。」（2015・6・22衆・安保法制特別委6～7頁）と国会で述べている。

このように、自衛隊法95条の2が規定する行為は、武力行使に当たり、またはその具体的危険を生じさせるものであるから、憲法9条1項が禁止

する「武力の行使」に当たり、違憲である。

以上のとおり、集団的自衛権行使容認の閣議決定は、米軍との共同での警戒監視活動へと波及し、新安保法制法の「制定」により、新設された自衛隊法95条の2を根拠として、米艦の防護を実施したのであるが、それは集団的自衛権行使の前倒しの法整備であったという他ない。

(3) 新安保法制法に基づく南スーダンPKO（UNMISS）への自衛隊派遣の違憲性

ア 自衛隊のPKO派遣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（略称：PKO協法力）に基づいて実施計画を定め、それに基づき実施要領を策定して派遣命令が下される。

2015年9月19日に成立し翌年3月29日に施行された「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（以下「安保関連法」という。）及びその1つである改正「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（以下「改正PKO協法力」という）に基づいて、同年11月15日、政府は改正PKO協法力の新たな任務である「駆け付け警護」と「宿営地共同防護」を付与する「南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更」を閣議決定し、防衛大臣が同月18日付けで第11次隊に派遣命令を発した。

イ PKO協法力は、制定された当時から違憲の疑いが指摘されてきた。その後の改正でも憲法との適合性について疑問が出され続け、国会でも憲法適合性について疑問が投げかけられたが、政府は、真正面からそれに答えることがなかった。そのため、憲法違反の法律の制定、改正及びそれに基づくPKO派遣について、憲法違反にあたるのか否かについて、国会で慎重な議論が闘わされることなく、なし崩しに違憲の疑いの強い法改正が繰り返されてきた。

ウ そしてついに、従来の政府解釈からは違憲であるはずの任務を付与する

法改正（改正PKO協力法）が行われ、現在の政府解釈によっても、PKO協力法の合憲性を担保する筈のPKO5原則の適合性について、事実が隠蔽された上で、PKO協力法にも反する「戦闘」地域への自衛隊派遣が行われた。これが南スーダンへの自衛隊派遣である。

エ 安保関連法で改正されたPKO協力法の新任務に関する規定の違憲性

(ア) 改正PKO協力法は、前述した国連PKOの変質・変遷に対応するものとして作られ、新たな任務を加えている。同法は、憲法第9条との矛盾抵触を防ぐため定めた旧PKO協力法の参加5原則を踏襲している装いを凝らしているものの、その実質は旧法の法令違憲性を量的・質的に拡大させるものである。

(イ) 駆け付け警護（法第3条五ウ）と外国軍隊等を守るための武器使用（法26条2項・4項，自衛隊法89条2項）

1) 駆け付け警護とは、「PKO等の活動関係者の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護の活動」である。「PKO等」の「等」には、法令上は文民、警察、軍事などについての制約はない。かかる活動に対処するために、自己のみならず「他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するため」にも武器使用を認めた（法第26条2項）。しかも、従来の自己保存型武器使用から、任務遂行型武器使用に拡大・転換した（同条4項，自衛隊法89条2項）。

2) 駆け付け警護は、言い換えれば奪還作戦であり、戦闘行為の中核をなすものである。相手が武力で攻撃してくる以上、こちらも武力で対抗することになるから、武力の行使そのものである。また、自国民ではなく他国民の救出であるから、他国防衛という本質を有する。

従って、政府解釈の「専守防衛」の立場からしても、上記自己の生

命・身体を守るためという武器使用目的を超えて武器使用を許容した時点で、憲法9条2項に違反し、明らかに違憲である。そして武力の行使は、憲法9条1項に違反する。

(ウ) 宿営地の共同防護と任務遂行に必要な武器使用（法25条7項）

- 1) 宿営地の共同防護の任務が追加され（法25条7項）、そのための武器使用は、従来の「自己保存型の自然権的武器使用」を維持しつつも、自衛隊員本人だけではなく「その宿営する宿営地に所在する者」も追加された。

宿営地の共同防護とは、要するに陣地防御であり、戦闘行為において最も重要な活動である。武装した軍事組織の隊員が、組織の任務の一環として武器を使用する「組織戦」を、隊員個人の「自己保存型の自然権的武器使用」であるというのは、黒を白と言うほどの擬制であり、自然権によって正当化できるものではない。よって、憲法9条2項に違反することになる。さらに、他国の軍隊は、国際法上の交戦法規が適用される武力行使を行なうのであり、それと一緒に任務を遂行することになる以上、他国の武力行使と一体化し、憲法9条1項の武力行使禁止原則に違反することとなる。

- 2) さらに、政府解釈は、武力行使の定義を「国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為」とし、武器使用の相手が「国又は国に準じる組織」でなければ「国際的な武力紛争」ではないとして、武力行使該当性を否定する論理も展開する。

しかし、武器使用の相手が「国」ないしは「国に準ずる組織」であるか否かで武器使用と武力行使が区別されるとするの、これまたわが国の独自の解釈である。国際法上は、どんな相手であれ、軍隊が組織的に武器を使用する場合には武力行使＝交戦権行使となり、交戦法規が適用されるのである。

- 3) 実質的にも、「自己保存型の自然権としての武器使用」は、自衛隊員がごく身近に所在する人を防護することを想定したものであるが、宿営地共同防護は、広大な宿営地全体を防護するためのものであるから、それを「自己保存型の自然権的武器使用」とするのは明らかに実態と乖離しており、現実離れした説明である。

ジュバの国連宿営地は、ジュバ国際空港に隣接した広大な敷地を持ち、10カ国の軍隊が駐留している。遙か離れた他国部隊と共同して自衛隊が宿営地共同防護のため武器を使用するのであるから、とうてい「自己保存型の自然権としての武器使用」になどなるはずがない。

- 4) 改正PKO協立法では、安全確保活動・警護活動、駆けつけ警護活動は、それ以外の国際平和協力業務とは異なり、「当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて停戦合意が安定的に維持されている」ことを要件としている（第6条13項9号，10号，11号）。停戦合意が安定的に維持されている場合、「国または国に準じる組織」は存在しないとみなしているのである（内閣官房作成PKO協立法改正法案想定問答集）。

しかし、この理由付けはこじつけである。武力行使に関する政府解釈を前提にしても、現在の南スーダンでは、政府軍と反政府軍とが内戦状態であるうえ、南スーダンPKO（UNMISS）は政府軍、反政府軍を問わず交戦を想定しているのである。

(エ) 現地住民保護・巡回・検問等で任務遂行に必要な武器使用（法26条1項・4項，自衛隊法89条2項）

- 1) 法3条五トは、住民保護と治安維持活動を規定し、同号ラはいわゆる駆けつけ警護活動を規定し、これらの新たな任務に対応する武器使用権限として、第26条1項は任務を妨害する行為を排除するための武器使用（任務遂行のための武器使用），同条2項は駆けつけ警護のた

めの武器使用規定を置いている。（さらに第25条7項が新設されて「宿営地共同防護」のための武器使用が可能となっている）。

要するに、自衛隊の任務は大幅に拡大し、そのための自衛官の武器使用権限を格段に強化したのである。

- 2) 上記の武力がひとたび行使されれば、「交戦状態」に発展する危険性は極めて高くなる。

このような武力行使は、憲法9条1項に違反するとともに、憲法9条2項の「戦力不保持」及び交戦権否認規定に違反するものである。

オ 南スーダンPKO（UNMISS）への第11次隊派遣の違憲性（適用違憲）

- (ア) 仮に改正PKO協力が法令違憲とまで解されないとしても、南スーダンPKO（UNMISS）に自衛隊を派遣し、業務に従事させることは、憲法9条に対する適用違憲である。

具体的には、PKO参加5原則のうち、まず、①紛争当事者間の停戦合意は存在せず崩壊していること、②それ故に紛争当事者による国連及び日本のPKO参加同意が存在しているとはいえないこと、③UNMISSは政府軍にも反政府軍にも武力で対抗しており「中立的」でないこと、が明らかである。

- (イ) すなわち、2013年12月に首都ジュバから始まった南スーダン内戦は瞬く間に全土に拡大し、大規模な人道的破局が現れたため、2014年5月27日安保理決議2155号により、UNMISSの筆頭任務に住民保護を掲げて、憲章第7章に基づく武力行使権限を付与した。

そしてさらに、2016年7月の内戦を受け、同年8月12日、国連安保理は決議2304号で、地域防護軍4000人を新たに派遣することを決定し、同部隊にジュバの治安確保や文民保護のために全ての必要な措置をとることができ、「攻撃を企図しようとしていることが確実で

ある・・・いかなる主体に対しても、迅速で効果的な交戦」を行なう権限まで付与している。つまり、南スーダン政府軍（正規軍）及び反政府軍、さらには他の武装勢力に対する先制攻撃を命じている。このような状態である以上、和平合意＝停戦合意が崩壊していることは明らかである。

(ウ) これに対して、政府は2016年10月25日、南スーダンPKOへの派遣期間を2017年3月31日まで5カ月間延長するにあたり、「派遣継続に関する基本的な考え方」を発表した。

その内容は、「武力衝突や一般市民の殺傷行為が度々発生し」、「（退避勧告は）最も厳しいレベル4の措置であり、治安情勢が厳しいことは十分認識している」としつつ、次のように述べる。

「PKO参加5原則については、憲法に合致した活動であることを担保するものである。この場合、議論すべきは、我が国における法的な意味における『武力紛争』が発生しているかであり、具体的には、『国家又は国家に準ずる組織の間で行なわれるものである戦闘行為』が発生しているかである。（これは憲法との関係であり、その意味において我が国独自の問題である。）」

「南スーダンの治安状況は極めて悪く、多くの市民が殺傷される事態が度々生じているが、武力紛争の当事者（紛争当事者）となり得る『国家に準ずる組織』は存在しておらず、当該事態は「戦闘行為」が発生したと評価し得るものではない。また、我が国における、法的な意味における『武力紛争』が発生したとは考えていない。」

(エ) 上記の政府見解は、事実を白を黒と言いくるめ、恣意的な法解釈を弄するもので、詭弁もはなはだしい。

第1に、南スーダン内戦は、政府軍及び反政府軍との関係で生じている。これを『国家』又は『国家に準ずる組織』でないとすることはでき

ない。

第2に、国連安保理は「いかなる主体に対しても、迅速で効果的な交戦」を行なう権限を付与している。かかる国連の認識と判断こそ基準に置かれるべきであり、ひとり日本の勝手な解釈と行動で行なうべきものでない。

(オ) P K O参加5原則の④は、上記原則のいずれかでも充たされない場合にはわが国独自の判断で中断・撤退を行なうというものである。

この点で、国連におけるP K O部隊の指揮に関しては「その参加国から派遣された人員は国連の利益のみを考慮してその行動を律しなければならない」とされている。

要件を満たさなくなったからと言って、直ちに自国の利益だけの判断で中断・撤退ができるわけではない。国連P K O部隊や他国軍隊との調整が必要である。従って、その調整が難しい事態になる前に中断・撤退を決断することが法意であり、重要なことである。そして、国連P K Oは軍事部門だけではなく多くの非軍事部門を抱えており、日本の国際貢献は非軍事部門でも果たすことができるのだから、軍事要員の中断・撤退を躊躇する理由はない。中断・撤退を引き延ばすことは、自衛隊の派遣を自己目的化し、憲法と自衛隊員の命を蔑ろにするものである。

(カ) P K O参加5原則の⑤は、要員の生命等の保護のための最小限の武器の使用に限るというものであるが、武器使用の拡大が際限なく拡大され他国との武力行使に突き進んでいる。

この点で、閣議決定された活動計画によれば、自衛隊は南スーダンP K Oへの派遣にあたり、軽装甲機動車（最高速度時速100キロメートル。台数は明らかにされていない）と5.56mm機関銃（11丁）を持参している。軽装甲機動車は5.56mm機関銃を装備し、軽対戦車誘導弾の車上射撃もできる。また、C-130H輸送機4機を持参して

いるが、同機は完全武装の空挺隊員64人（通常の搭載人員は92人）を載せることができる、米海兵隊のほか世界各国で使われている軍用機である。これらは、明らかに「自己保存型の自然権的武器使用」を超えており、これらを使用した武器使用は、他国軍隊と同じ「武力の行使」にほかならない。

3 まとめ

以上のとおり新安保法制法の制定後、日本はこれまでの専守防衛をかなぐり捨て、米国やその他の外国軍との共同での戦争に本格的に乗り出す体制を整え、実際に、武器も装備もそして米軍との共同行動にも乗り出している。南スーダンPKOでは戦地であることを知りながら（それは、憲法違反にならないための担保だという政府解釈からも違憲となる）自衛隊を、武力行使に至る危険性の高い新任務を付与して派遣している。新安保法制法制定後の政府のこのような行為は、立憲主義による統制など念頭にないかのごとき態度である。まさに、政府が憲法による統制を無視し、国会もこれを統制出来ないとき、司法こそが、違憲の立法、行政を止めることができるのである。これほどあからさまな憲法無視を前に司法はその存在価値を問われていると言っても過言ではない。

第4 新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害

1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況

(1) 以上のとおり、新安保法制法において規定された、①自衛隊法76条1項2号に基づく存立危機事態における防衛出動（集団的自衛権の行使）、②重要影響事態法6条1項又は2項に基づく重要影響事態における後方支援活動、③国際平和支援法7条1項又は2項に基づく国際平和共同対処事態における協力支援活動は、憲法9条に違反する。

憲法9条はこれまで、少なくとも、このような行為を国に禁止することによって、日本が他国の戦争に参加・加担し、又は他国の戦争に巻き込まれて戦争当事国となることのないよう、その歯止めとなってきた。

- (2) ところが、集団的自衛権の行使は、日本が他国の戦争に、海外にまで出向いて参加し、武力を行使して、日本を戦争当事国としてしまう。日本が戦争当事国になれば当然に、敵対国ないし敵対勢力からの武力攻撃やあるいはテロ攻撃を、日本の領域に対しても招くことになる。すなわち、日本の国土が戦場となるのである。
- (3) 新安保法制法による後方支援活動等についても、これは前記のように、戦闘行為の現場近くで弾薬の提供等まで行う兵站活動を認めるものであるから、容易に外国軍隊との武力行使の一体化を招く。相手国等から見れば、自衛隊は、他国の軍隊と一体となって武力を行使する支援部隊として攻撃対象となり、自衛隊がこれに反撃して戦闘状態となる危険、すなわち自衛隊による武力の行使に至る危険が極めて高いものである。

こうして、ここでも、後方支援活動等から、日本は戦争当事国となり、日本の領域に対しても武力攻撃やテロ攻撃を招くことになる。

2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等

- (1) 国民は、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び存立危機事態、そして、存立危機事態において多くの場合並存することにならざるを得ない武力攻撃予測事態、さらには、その後、移行することが予測される武力攻撃事態において、以下に掲げる多種多様の権利制限を受け、義務を負わなければならないことになる。私たちは、この訴訟において、4以下に記載する2つの権利侵害（平和的生存権侵害、人格権侵害）に限定して主張しているが、新安保法制法の成立がなければ甘受する必要など全くなかったこのような権利制限、義務の負担等によって、より広範な自由権、財産権の侵害を受けることになる。

(2) 重要影響事態及び国際平和共同対処事態においては、国は、後方支援活動等の「対応措置」に関する「基本計画」を定めてこれを実施することになるが、その場合、国は、地方公共団体その他国以外の者に協力を依頼することができる等とされている（重要影響事態法9条、国際平和支援法13条）。

ここで「国以外の者」としては、事態対処法でいう指定公共機関・地方指定公共機関などが想定される。指定公共機関には、各種独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便、全国的ないし広域的な放送事業者、電気・ガス事業者、航空運送業者、鉄道事業者、電気通信事業者、旅客・貨物運送事業者、海運事業者等が、法人名で個別に指定されている（事態対処法施行令3条、2004年9月17日内閣総理大臣公示）。地方指定公共機関は、知事がその地域で同種の公共的事業を営む者から指定している（国民保護法2条2項）。

(3) 存立危機事態においては、国は、「対処措置」すなわちその事態に対処する自衛隊の任務の遂行等に関する措置（武力の行使、部隊の展開等）と国民保護関連措置（公共的施設の保安、生活関連物資の安定供給等）の両面で「対処基本方針」を策定し、事態対策本部を設置し、これらの対処措置を実施する。存立危機事態については、地方公共団体・指定公共機関はこれら対処措置を行う責務までは規定されていないが、国と連携協力して万全の措置を講ずべきこととされ（事態対処法3条1項）、事態対策本部長（総理大臣）の調整を受け、調整に応じない場合には指示、代執行もなされる（同法14条、15条）。

(4) 武力攻撃予測事態は、日本の領域に対する武力攻撃にはまだ至っておらず、自衛隊法76条1号の防衛出動はまだなされていないが、これが予測される状態であり、この段階でも例えば、自衛隊に防衛出動待機命令が出され（同法77条）、予備自衛官が招集される（同法70条）等、防衛出動に備える

体制がとられる。また、自衛隊展開予定地域での陣地その他の防御施設構築のため、武器の使用、土地等の強制使用等もなされる（同法77条の2等）。

そして、その後移行することが予測される武力攻撃事態における場合と同様、国は、自衛隊の任務の遂行等に関する措置と国民保護に関する措置の両面での「対処措置」をとるため、「対処基本方針」を策定し、事態対策本部を設置する。そして、武力攻撃事態等においては、地方公共団体・指定公共機関等に対処措置を行う責務があり、国民もこれに協力するよう努めるものとされる（事態対処法5～8条）。したがって、地方公共団体・指定公共機関等にはそれらに伴う様々な業務が指示され、その職員・労働者が従事を求められる。

そして、武力攻撃事態（日本に対する外部からの武力攻撃が発生し、又はその危険が切迫した事態）は、まさに日本の領域が戦場になる局面であり、その中で防衛出動と武力の行使がなされることになる（自衛隊法76条、88条）。そこでは、自衛隊の任務遂行（戦争遂行）のため、また国民保護措置のため、強力な権利制限が可能とされる。その典型的なものが同法103条であり、①病院等政令で定める施設の管理、②土地・家屋・物資の使用、③業務上取扱物資の保管命令・収用、④医療・建築土木・輸送業者に対する業務従事命令が用意されている。電気通信設備の優先利用もなされる（同法104条）。地方公共団体や指定公共機関は、戦争状態の下で対処措置を実施する責務を負い、これに従事する職員・労働者は、一般の国民・市民と同様に自らも身の危険にさらされながら、これら対処措置への従事・遂行が求められる。

3 集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性

(1) 1及び2に記載したように、武力攻撃事態対処法などの改正により、日本はどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して米国などの戦争に自衛隊が参戦し、海外で武力行使をすることになる。

それは相手国から反撃されても構わない立場にみずからを置くことになり、現実に参加して殺し、殺される自衛隊員はもちろん、国民・市民も反撃やテロ行為にさらされ、ある者は戦争に具体的に協力させられるなどして、平和的生存権や生命身体及び精神的人格権の侵害を受けることになる。

集団的自衛権の行使等を実行する可能性は、同盟国とされている米国が現実には武力行使している中東地域が考えられるが、同地域で集団的自衛権の行使等を行った場合、パリその他において行われたテロ行為が日本でも行われるであろうことは容易に推測でき、その対象は、東京・大阪をはじめとする都市住民や原子力発電所が考えられる。

また、北朝鮮との関係で集団的自衛権の行使等がされれば、朝鮮半島への出撃基地になる沖縄をはじめとした在日米軍基地、米軍に対する後方支援を行う自衛隊の基地は直ちにミサイル反撃の目標になるであろうし、東京・大阪をはじめとする都市や原子力発電所もミサイル攻撃の対象となる可能性が高いといえる。

(2) 武力行使と一体化となる後方支援活動等によっても同様の事態となることが予測される。

(3) 原告らは、新安保法制法の制定の結果、集団的自衛権の行使等により上記のような重大な権利侵害を受ける事態となることをおそれ、不安にさいなまれ、集団的自衛権の行使等が実際になされていない現段階においても、多大な精神的苦痛を受けている。

4 原告らの権利，利益の侵害（概論）

(1) 平和的生存権の侵害

ア 平和的生存権の具体的権利性

日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、また、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定している。

平和は、国民・市民が基本的人権を保障され、人間の尊厳に値する生活を営む基本的な前提条件であり、日本国憲法は、全世界の国民・市民が有する「平和のうちに生存する権利」を確認することに基づいて国際平和を実現し、その中で基本的人権と個人の尊厳を保障しようとした。したがって、平和のうちに生存する権利は、全ての基本的人権の基礎にあって、その享有を可能ならしめる基底的权利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、法規範性を有するものと解されるべきものである。この平和的生存権の具体的権利性は、また、包括的な人権を保障する憲法13条の規定によってその内容をなすものとして根拠づけられるとともに、憲法9条の平和条項によって制度的な裏付けを与えられている。

とりわけ、憲法9条に反する国の行為によって、国民・市民の生命、自由等が侵害され、又はその危険にさらされ、あるいは国民・市民が憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強いられるような場合（前記2の(2)ないし(4)に掲げた「各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等」参照）、これに対する救済を求める法的根拠として、平和的生存権の具体的権利性が認められなければならない（前記名古屋高裁2008年4月17日判決参照）。

イ 憲法 9 条の改変による戦争の危険

前記第 2 など述べてのように、新安保法制法による存立危機事態における防衛出動や後方支援活動等の実施の容認は、これまで政府の憲法 9 条解釈においても許されないとされてきた解釈を変更し、憲法 9 条を実質的に改変するものとして、集団的自衛権による武力の行使や、他国軍隊の武力行使の支援等により一体化した武力の行使を行い、又はその危険をもたらすものである。それは、従来の憲法 9 条解釈の下ではあってはならないものとされてきた、日本が他国の戦争に関与し、戦争の当事者となること、日本の領域外に出向いて武力の行使をすることをみずから選択し、あるいは従来の憲法 9 条解釈の下では生じなかった場合にまで他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させるものである。

ウ 平和的生存権の侵害

原告らは、このような集団的自衛権の行使又は後方支援活動等の実施を容認した新安保法制法の提出に係る内閣の行為及び国会の議決によって、上記のような平和的生存権を侵害された。

すなわち、原告らは、日本人 3 1 0 万人、アジアで 2 0 0 0 万人、世界では 5 2 0 0 万人の死者を生じさせた第二次世界大戦など悲惨を極めた過去の戦争の結果、そこでの人間の尊厳の蹂躪、生存者にも残る癒えない傷痕など、政府の行為によって再びかかる戦争の惨禍が起こることのないことを心から希求し、憲法前文及び 9 条に基づいて、戦争を放棄して戦力を持たず、武力を行使することのない平和国家日本の下で平和のうちに生きる権利を有している。とりわけ、原告らのうち戦争の体験を有する者、例えば空襲被害者、原爆被害者等の戦争被害者は、戦火の中を逃げまどい、生命の危険にさらされ、家族を失う等の極限的な状況に置かれ、心身に対する深い侵襲を受けて、二度と戦争による被害や加害があってはならないことを身をもって痛感し、その体験を戦後 7 0 年間背負って生きてきた者

である。平和憲法，なかんずく 9 条の規定は，その痛苦の体験の代償として得られたかけがえのないものであり，平和のうちに生きる権利は，これら原告の人格と一体となって，その核心部分を構成している。

このような平和的生存権は，戦争の被害者となることを拒否するばかりでなく，他国に対する軍事的手段による加害行為に加担することなく，みずからの平和的確信に基づいて生きる権利等を包含するものである。

ところが，新安保法制法の制定は，このような原告らの平和的生存権を蹂躪し，侵害するものである。集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は，日本が自ら他国の攻撃に加担し，武力の行使や兵站活動等を行って，他国の国土を破壊し，その国民・市民を死傷させるものであるとともに，戦争の当事国となった日本は，当然に，敵対国から国土に攻撃を受け，あるいはテロリズムの対象となることを覚悟しなければならないのであり，原告らを含む日本の国民・市民の全部が，戦争体制に突入し，その犠牲を覚悟しなければならないことになる。このようなものとしての集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定は，日本が実際に戦争に突入した場合はもちろんであるが，それに至らない段階においても，その具体的危険を生ぜしめるものとして，原告ら国民・市民の平和的生存権を侵害するものである。

(2) 人格権侵害

ア 人格権ないし幸福追求権

憲法 13 条は，「すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。」と規定している。

この規定は，人間が社会を構成する自律的な個人として，その人格の尊厳が確保されることが日本国憲法の根本理念であり，個別的な基本的人権の保障の基底をなすものであることを示すものである。同条は，種々の個

別的な基本的人権の出発点をなす個人の尊厳，すなわち個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するという個人主義原理を表明したものであるとともに，「生命，自由及び幸福追求の権利」として統一的・包括的な基本的人権条項として捉えることができる。

なお，本書面では，このような憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命，身体，精神，生活等に関する権利の総体を，広義の「人格権」ということにする（大阪高裁1975年11月27日判決・判例時報797号36頁—大阪空港事件控訴審判決参照）。

イ 人格権の侵害

日本が他国の戦争の当事者となり，あるいは他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させる集団的自衛権の行使等は，上記のように，敵対国から日本の国土に攻撃を受け，あるいはテロリズムの対象となる危険をもたらすものであり，新安保法制法の制定によって，原告らを含む日本の国民・市民は，そのような事態に直面すること，及びその犠牲を覚悟しなければならないこととなった。

そのことによって，原告ら国民・市民は，例えば以下のような人格権の侵害を受けることになる。

まず，敵対国や敵対勢力から真っ先に攻撃の対象とされる可能性の高いのは，米軍基地が集中する沖縄であり，あるいは全国の米軍・自衛隊基地及びその付近，原発施設及びその付近等であって，これらの地域に居住する原告らはその攻撃対象となり，生命・身体等を直接に侵害される危険に晒される。また，戦争による犠牲が集中するのは，いつも，女性であり，そして，子ども，障がい者等の社会的弱者であり，戦火の中を逃げ惑い，人間性を蹂躪され，生活の困窮を強いられることになる。

さらに，海外で人道的活動に従事しているNGO関係者，民間企業の海外勤務労働者なども，その活動が危険又は不可能になることも生じる。そ

して戦場に駆り出されるのは自衛隊員を含む現在の若者であり、あるいは将来の担い手としての子どもたちであるが、本人はもちろん、我が子や孫を、殺し殺される戦場に送り出すことを強いられる母親その他の家族の苦悩には耐え難いものがある。

さらにまた、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられ、そこで働く公務員・労働者が危険な業務に直面したり、医療従事者、交通・運輸労働者などが関係業務への従事に駆り出されるなどの事態が生じる。

集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定により、いつでも集団的自衛権の行使等がされる事態となるおそれが強いことは、既に述べたとおりであり、原告らは、同法の制定等に係る内閣の閣議決定及び国会の決議により、戦争とテロ行為に直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活等万般にわたって、危険に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におののかされるなどして、その人格権を侵害されている。

なお、原告らについてのこれら人格権の侵害の具体的内容は、後に詳しく主張する。

5 原告らの権利、利益の侵害（詳論）

原告らは、憲法に定める平和主義の実現を心から望む国民・市民であり、今回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって、原告らの有する平和的生存権を侵害されるとともに、人格権を侵害され、心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受けている。

原告らは、(1)先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例えば、①各地で空襲を受けて被害を受けた者及びその家族、②シベリア抑留者とその家族、(2)米軍・自衛隊基地周辺住民、(3)戦争において動員される公共機関の労働者、(5)

様々な被害者、例えば、①子どもや孫を持つ母親や家族、②障害者及びその関係者、(6)信念や生き方を害された者、例えば、①宗教者、②その他の被害者などである。

原告らは、次に述べるとおり、平和的生存権及び人格権を侵害されて、大きな精神的苦痛を受けた。原告らの受けた具体的権利侵害の一端については、【別紙】「原告らの権利侵害の具体的内容」において、詳しく主張する。

(1) 先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族

次のとおり、先の太平洋戦争中に各地の空襲で被害を受けた者及びその家族、シベリアに抑留されて被害を受けた者及びその家族、その他先の戦争により被害を受けた者及びその家族は、いまでもその戦争体験に苦しんでいる。そして、今回の新安保法制法制定により再び戦争に巻き込まれるのではないかとの強い恐怖を感じさせられているのである。

① 先の太平洋戦争中に各地の空襲で被害を受けた者及びその家族

東京・大阪など各地で空襲を受けて被害を受けた者は、死者40万人から60万人といわれ、また障害を負った者も多く、多くの戦災孤児が生じ、今なお精神的、肉体的に苦しんでいる。今回の新安保法制法の制定とその実施により、再び戦争に巻き込まれて被害を受けるのではないかとの恐怖を味わわされ、激しい痛みを覚えている。

② シベリアに抑留されて被害を受けた者及びその家族

太平洋戦争後、日本軍捕虜たちはシベリアを始めとする各地に抑留され、奴隷的な強制労働を強いられて多数の人たちが命を失った。何とか帰国できた者も自らの健康を害したり、留守家族を失うなど大きな苦しみを味わわれている。

(2) 米軍・自衛隊基地周辺住民

米軍・自衛隊基地は、新安保法制の結果、自衛隊が出動する事態等になった場合に真っ先に相手国から反撃やテロ行為を受けることになる。その結果、基

地周辺住民は、自らの生命や身体に被害の及ぶ危険性が極めて高いので、そのことへの恐怖と不安にさいなまれる日々を送らざるをえない。

(3) 戦争において動員される公共機関の労働者

新安保法制法の制定後は、自衛隊が海外に出動して他国の戦争に参加することになる。自衛官はその任務として海外に派遣されことも義務づけられており、その任務遂行中に戦闘に巻き込まれたりして生命を失う危険性が極めて高く、そのことの恐怖を抱かされている。

また、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含め、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられている。そのために、地方公共団体・指定公共機関の労働者、交通・運輸労働者、医療従事者などは、危険な業務に従事させられたりすることになるので、その場合には自らが攻撃されたり、テロに遭って生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられているのである。

(4) 様々な被害者

① 子どもや孫を持つ母親や家族

女性や子どもを持つ親たちは、新安保法制法の制定等により、日本が再び戦争に巻き込まれ、女性が虐げられ、子どもが戦場に送られることの恐怖を味わわされている。戦争によってもっとも惨禍を被るのはいつも女性と子どもである。原告の中には多くの女性と子供を持つ親がいるが、集団的自衛権の行使など自衛隊の活動の拡大により、日本が戦争をする国になり、その結果、戦争に巻き込まれるおそれが増大することへの恐怖はとりわけ大きいものがある。

② 障害者及びその関係者

障害者は、軍事体制になれば、軍事予算の増大により社会福祉関係の予算が削減され、健常者と同じように生きることのできない社会に生きる苦痛を味あわされ、戦争になれば冷たくあしらわれて真っ先に切り捨てる対象とされることを恐れている。そのことを思うと将来に生きる希望を持つことができない状

態である。

(5) 信念や生き方を害された者

① 宗教者

仏教、キリスト教などの宗教は、平和と生命とを尊重するものである。ところが宗教関係者が先の戦争に協力させられた苦い過去がある。宗教者はそのことを反省して平和を強く希求し、「殺さない、殺させない」「戦争をしない」を願いとして、宗教活動をしてきた。ところが今度の新安保法制法は、日本を再び「戦争する国」にしようとする「戦争法」である。それは新たな戦死者を生み出し、生命を犠牲することを強いるものである。そのことにより宗教者としての心を痛く傷つけられ、深い苦しみを味わわされたのである。

② その他の被害者

前記のように類型化することができない原告らも、憲法に定める平和主義の実現を心から望んでおり、新安保法制法の制定、実施により、心に深い傷を負わされて精神的被害を受けている。

第5 原告らの損害

原告らは、新安保法制法の制定に係る内閣による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会による同法案の可決という、憲法に反する違法行為により、第3に記載のような精神的苦痛を受け、これを慰謝するには少なくとも金10万円を要する損害を被った。

第6 原告らの損害と国家賠償責任

1 加害行為

集団的自衛権の行使を中核的内容とする新安保法制法が存在する以上、例えば、米軍が北朝鮮やシリア等を先制攻撃し、これに対する反撃がなされた場合、自国に対する攻撃が無い場合でも、新ガイドラインによって米軍と緊密に一体化

した日本が攻撃される蓋然性は極めて高度なものとなり、歯止めとも言えない抽象的で曖昧な要件の本法のもとでは日本はその意思とは無関係に米国の戦争に引きずり込まれていくのである。また、その戦争の遂行においても軍事情報において圧倒的優位に立つ米軍が実質的に自衛隊の指揮権を持つこととなり、日本の運命をアメリカに委ねてしまうことになりかねない。徹底した平和主義をとる憲法がこうした危険な法律を容認するはずはなく、若しこのような新安保法制法を現実化するのであれば、その前提として憲法改正手続を経なければならないことは自明のことである。このような新安保法制法を、議事録にも記載できなかつた民主主義破壊の手続により成立させた政府、国会議員の行為によって、原告らは第4記載のとおりその権利を侵害された。不法行為の成立は侵害行為の違法性の程度と被侵害利益の大きさの相関関係によるものであるが、憲法の根本的な原則を直接的に侵害する新安保本制法を成立させた加害行為には極めて重大なものがある。

2 原告らの損害

原告らは、上記1記載の如く憲法の平和主義を著しく侵害する新安保制法を可決、成立させた政府、国会議員らの違憲違法な行為により、第4で述べたように、現段階においても、その平和的生存権、人格権を侵害され、重大な精神的苦痛を受けている。さらに原告らは、今後、新安保法制法を適用して集団的自衛権を行使されることにより、いつ日本が戦争当事国となり、海外で自衛隊が戦闘行為に参加し殺し殺されることになったり、あるいは日本の領域が戦場になったり、テロが頻発する等の危険な状態におかれることになるか分からない状態にある。また、集団的自衛権の全面的な行使等が実際になされていない現段階においても、第3記載の如き新安保法制施行後の違憲性の度合いを深める様々な既成事実の積み重ねが進行し、日米新ガイドラインの策定、アメリカ製の攻撃的な武器の大量購入、武器生産等の体制構築が着々と進行するなど、それが全面行使された場合の危険性についての予期不安と恐怖に現にさらさ

れ、計り知れない精神的苦痛を被っている。これらの精神的苦痛を金銭的に評価するのは困難であるが、各原告が少なくとも金10万円を下らない慰謝料の支払いを要する損害を被っていることは明らかである。

3 公務員の故意・過失

集団的自衛権の行使を中核的内容とする新安保法制法の制定に関わった閣僚及び国会議員は、この法制法が長年に亘る確定的政府見解すらも根本的に覆すものであり、憲法改正手続きを経た上でなければ許されず、立憲主義を明白に蹂躪するものであること及びこれにより原告ら及び国民の権利を侵害することとなることを充分知悉し、容認したもの（故意）とみられ、少なくとも知りうべき状態にはあったのであるから、損害の発生を回避することが可能であったのにこれを怠った過失がある。

4 加害行為と損害との因果関係

1記載の公務員の加害行為と第4記載の原告らの損害との間に因果関係があることは明かである。

5 結論

よって、原告らは、被告国に対して、国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求として、それぞれ金10万円の損害金とこれに対する加害行為のうち最も遅い国会の議決の日である2015年9月19日から支払い済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

第7 おわりに

2015年9月19日、空前の規模で広がった国民・市民の運動と、6割を超す「今国会の成立に反対」という国民・市民の世論に背を向けて憲法違反の新安保法制法の可決を強行した。日本の裁判制度においては、抽象的に法律の合憲性を審査する（抽象的審査制）のではなく、具体的な権利侵害があつて、これにかかる請求の判断において関連する法律の憲法判断が必要になって初めて、法律の

合憲性が判断できる（付随的審査制）とされている。そして、本件は、まさに具体的な権利侵害を主張する訴訟事件である。

世界の安全保障情勢は極めて流動的である。このような情勢の中で、新安保法制法に基づく防衛出動命令等が発動されれば、多くの国民・市民が、テロや戦争被害を受けることになりかねず、原告らは新安保法制法の制定自体によりそのおそれを感じ、その恐怖感にさいなまれている。今回の新安保法制法の制定等は、既に述べたように、国民・市民の平和的生存権を侵害し、生命身体精神等の人格権を著しく侵害している。

新安保法制法により集団的自衛権の行使等が現実化してからでは遅いのである。違憲な既成事実の積み重ねは、既に開始されているが、それがもっと進行してからでは取り返しがつかないのである。

人は、民族や人種等の違いがあっても、等しく愛する人達がおおり、喜怒哀楽も変わらず、真心をもって親切や援助を与える者に対しては、心を開き、感謝報恩の心をもって接するものである。憲法前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した。」とあるのは、日本がこの憲法の精神を体現し、国家を挙げ、全力で諸国民の困難と自立を助け、諸国民の感動を呼ぶような気高い希有な国家となることによって、諸国民に守られるような安全保障政策を取ることを宣言したものとみることができる。憲法前文の最後には「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。」とあるが、戦後の歴史は、残念ながら国家、国民一丸となってこの誓いのおり邁進してきたとは言い難い。しかしながら、この平和憲法があるが故に日本は、70年間戦争をしない国として他国からも信頼されてきた。ただ、この信頼は一旦失われれば容易に取り戻すことはできない。しかるに、日本は、既に真逆の方向に歩み出しているのであるが、これを引き戻せるのは今において他にはないのである。憲法99条により憲法を尊重し擁護する義務を有する裁判所が、憲法76条3項に従って、その良心に従い、独立を守っ

て、集団的自衛権の行使等がされる前に、憲法81条の違憲立法審査権を行使して、司法的判断を示すことが求められている。最後に、日本のみならず世界に向かっても平和憲法の理念を示す勇気ある判断をされることを希求するものである。

以上

【別紙】原告らの権利侵害の具体的内容

第1 先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族

原告らの中には、先の太平洋戦争中に各地で空襲による被害を受けた者及びその家族がいます。またシベリアに抑留されて大きな被害を受けた者とその家族がいます。これら戦争体験者とその家族にとって、その後の今日まで70年の生涯は戦争体験抜きには語れないものであり、その体験と不可分一体のものにほかなりません。そして、このような原告らにとっては、日本国憲法の徹底した平和主義こそは、その苦難と被害の代償として得られたかけがえのないものなのです。それは自らの平和への願いと一体となり、血肉となって人格の核心を形成しています。新安保法制の制定とその実施はこれら原告らの人生とその支えとなる人格的価値を真っ向から否定するものです。

1 先の太平洋戦争中に各地の空襲で被害を受けた者及びその家族

(1) 当時の空襲の概況

太平洋戦争の末期、1944年8月にアメリカ軍がマリアナ諸島に上陸し、その航空基地から直接、B29爆撃機による日本本土爆撃が可能になりました。アメリカ軍の空襲は、1944年中は軍需工場等を中心にされていましたが、1945年3月10日に東京下町を襲った東京大空襲は、市民・住民の大規模殺戮を直接の目的としたものでした。一夜にして死者は推定10万人以上に及び、子を失い、親を失い、住居・職業等を失った被災者は100万人に及びました。米軍の空襲は、その後も6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、横浜、神戸）から地方都市にも及び、結局全国で64の都市が甚大な空襲被害を受け、これによる死者は約60万人といわれます。

(2) 前記(1)の事実を前提とし、新安保法制法の制定、実施により、原告には、次のような辛い思いをさせられた者がいます。

ア [諸岡聡美 20180904] 私は、1959年11月10日に、広島県福山市で生まれました。私の父は1930年の生まれで、存命しています。父は、大阪府船場の

反物屋の息子として生まれ、広島大学教育学部を出て中学校の教師を務めていました。私は、幼少時から、父や母が体験した空襲の記憶の話を聞いて育ちました。福山市では、1945年8月8日に福山大空襲があり、甚大な被害を受けました。空襲により、水野勝成公の福山城も焼失しました。備後で機銃掃射を受けた話も聞きました。母の兄は、近所の方々に見送られて戦地に動員された結果、戦死したのですが、私は、母に「兄が戦争に行くことが悲しくなかったのか。止めようとは思わなかったのか」と尋ねたことがありました。母は「非国民と言われるけ、無理じゃろう」と答えました。父は、毎年、日本国憲法の公布日である11月3日、及び施行日である5月3日には、自宅の玄関前に国旗を掲げていました。私は、父から、日常生活のなかで日本国憲法を大切にしていくこと、とりわけ9条は日本のためにかげがえのないものであることを、常々教えられていました。また、父は、これまでずっと「憲法が変えられることは絶対にない」と断言していました（現在、改憲が現実的なものとなっている状況を受けて、何も語らなくなってしまいました。）。私は、憲法9条の定める戦争放棄、及び日本国憲法が基本原理とする恒久平和主義の理念を、私が父や母から教えられたように、子や孫にも継承していきたいと考えております。しかしながら、全く国民的論議がなされることもなく、為政者により安保法制が制定されたことにより、戦争放棄や恒久平和主義の理念の継承が困難となったばかりか、日本国憲法、とりわけ憲法9条に対する私の信念は踏みにじられ、これまでの人生をも否定された思いで、甚だしき苦痛を覚えます。

2 シベリアに抑留されて被害を受けた者及びその家族

ア 私は1958年11月13日、静岡市で印刷業を営む両親の長女として生まれました。弟が2人います。私が生まれる1年ほど前に、父（昭和11年生）と祖父（明治43年生）は2人で印刷屋を始め、やがて母（昭和10年生）も勤めていた仕事を辞めて、一緒に印刷の仕事をするようになりました。家族経営の小さな印

刷屋で育ちました。父親が一生懸命に働いて少しずつ仕事は増え、私が小学生のころには何人か職人さんやお手伝いの女の人を雇うようになりました。両親は遅くまで働き、仕事場と自宅を兼ねた家は土日でも仕事をしていました。決して裕福な生活ではありませんでしたが、それでも、家族5人で生活し、高校・大学と進学ができました。両親はすごく苦勞して、私と弟2人を育ててくれました。両親が仕事をしていたので、幼い私は祖父母によく世話をしてもらいました。祖父は出征し中国で終戦を迎え、旧ソ連に抑留されました。戦争が終わって家族のもとに帰ったのは、終戦から3年が過ぎてからだったそうです。帰国の船に乗る直前まで、本当に帰国できるかわからず不安だったと聞きました。私はそんな戦争の話を、幼いころにちょっとした出来事から聞いておりましたが、高校2年生の夏に、祖父母から戦争についての長い話を聞くことができました。祖父は軍隊での様子と抑留生活の話をするとき、時々苦しそうな表情を見せ、話をするのが辛そうでした。聞いている私も苦しくなってしまうました。言葉にはできなかつたことがたくさんあるだろうと思いました。私にはとても優しい祖父が違った顔をして戦争に動員されたことや、戦争が終わって何年たっても苦しい思いを抱えていることを感じました。戦争は人の命を奪います。でも、それだけではなく、思い出も財産も人生も奪い、その人の人格に影を落とすものだ、おそろしいものだということが私の心に強く残りました。祖父が帰国するまで、祖母（明治45年生）と父は大変な苦勞をしたそうです。日に日に生活物資がなくなり、生活が苦しくなり、人の気持ちがすさんでいったとのことです。他方、静岡の街中に住んでいた母は、小学生のときに静岡空襲で命からがら逃げたそうです。安保法制法が制定されたことで、日本も戦争に巻き込まれて行き、また親しき人々が同じような思いを味わうのではないかとすると心が痛みます。

第2 米軍・自衛隊基地周辺住民

日本には多数の自衛隊基地や米軍基地が存在します。そこは自衛隊及び米軍の活動の根拠地として、飛行場、港湾、演習場、通信施設、補給施設、医療施設、住宅等多様なものが存在します。新安保法制によって、自衛隊について集団的自衛権の行使はもちろん、後方支援活動等をいつでもどこでも行うことができる体制が作られます。これらの基地から米軍や自衛隊が出動する事態等になった場合には、真っ先に相手国からの武力攻撃や武装勢力のテロ攻撃の対象になるのは、これらの基地です。その基地周辺の住民は、これらの攻撃に巻き込まれ、自らの生命や身体に被害の及ぶ危険性が極めて高いことから、そのことへの恐怖と不安にさいなまれる日々を送っています。

ア 私は 1972 年に愛知県愛西市で生まれました。現在 46 才になります。平和を願う家族の下で、父親は旧佐織町町会議員、母親は保育士という家庭で育ちました。戦時下をおくった父親は、戦争時の体験を語ることはあまりありませんでしたが、学童疎開先である西尾市滞在時に大地震にあい、津波を逃れるため林の斜面を必死で登り、あわや津波にのまれるところだったことを、のちに母親から教えてもらいました。「人間をかえせ」という原爆被害の映画を父はよく自主上映していました。私は、その映画を小学低学年のときに見ましたが、あまりにも怖くて目をそむけたのを覚えています。戦争はどれほど残酷かと思いました。家族で北海道にある日米共同演習が行われる矢白別演習場のすぐ傍の農場で行われた「平和盆踊り」に参加したことがあります。演習する場所を確保する基地は、とても広大で、基地の現実を知りました。父親はよく「戦争は絶対にいけない、人間の命ほど尊いものはない」と話していました。その話は私の心に刻まれていて、私の生き方の中心にあります。私は、現在愛知県平和委員会の専従者として活動しています。私の平和活動の原点の一つは、20 代で訪問した沖縄の米軍基地の実態でした。それまでに私の見てきた日本とは全く違う光景が沖縄にはあり、そこはまさに戦時下といえる状況であるのを目の当たりにしました。米軍による犯罪、事件、事故、米軍機による騒音被害、普

通に生活することを否定される実態に驚きました。同時に沖縄県民のたたかいかにも触れ、伊江島の阿波根昌鴻さんをはじめとした「非暴力による抵抗」の運動に心を揺さぶられました。私は2004年より平和委員会専従者となり、海外派兵の拠点となってきた自衛隊小牧基地について防衛省に要望する等の活動に関わりました。小牧基地に隣接する三菱重工小牧南工場でF35戦闘機の最終組立と検査が始まりました。2018年夏頃に、米軍のF35戦闘機の整備、修理、改修を行う整備拠点（リージョナル・デポ）を設置することが計画されています。このような危険な戦闘機が私の住む地域で組み立てられて、整備拠点となることは、おぞましいことです。戦闘に用いられるF35戦闘機の修理を行うことになれば、世界中で軍事介入を行う米国の敵対者から攻撃の対象となることは避けられないのです。整備拠点の本格運用がなされれば、小牧基地周辺で爆音被害も予想されます。米軍戦闘機などが利用する岩国基地、嘉手納基地、小松基地（石川県）では耐え難い騒音被害を被っており、睡眠障害や子どもの情緒不安定など健康被害も発生し、日常生活が破壊されています。小牧基地周辺のこの地域でも、このような日常生活の破壊が起こることを危惧しています。小牧基地のある私の地域が戦争に巻き込まれていくこととなります。「戦争は絶対にいけない、人間の命ほど尊いものはない」という私の生き方に背くもので、とても耐えられません。それによって、私は強い精神的苦痛を感じます。

イ 私は、1959年11月10日に、広島県福山市で生まれました。高校を卒業し、一浪して予備校で勉強した後、東京の大学に進学しました。その後、私は、自分自身を表現して演じることに強い魅力を感じ、舞台女優として活動しました。私は、2005年に私の住む愛知県小牧市の「こまき9条の会」の呼びかけ人になりました。小牧市には、航空自衛隊の小牧基地が設置されており、自衛隊との関わりが深く、またトラブルも多い地域です（先週も、自衛隊の航空機がエンジントラブルで急遽基地に戻るということがあったばかりです。）。それまで、私は、日本国憲法についてはその意味を一人ひとりの個人が考えるべきものだ

と思っておりましたが、それでは国家の独裁、戦争、及び人権侵害への動きを止めることはできないと考え、こまき9条の会の呼びかけ人になりました。こまき9条の会の結成をきっかけに、私は、それまで以上に明確に様々な市民運動に参加するようになりました。私自身、これまで航空自衛隊の小牧基地への抗議行動は何回も行っていきます。抗議行動については、ある時期から小牧基地の中に入れてもらえなくなり、小牧基地の外で行うようになりました。また、航空自衛隊の曲技飛行隊（ブルーインパルス）によるアクロバット飛行が航空法に違反することが問題となった際には、国会議員や町会議員等の協力を得て、東京都千代田区に所在する議員会館に申入れに行ったこともあります。私は、憲法9条の定める戦争放棄、及び日本国憲法が基本原理とする恒久平和主義の理念を、私が父や母から教えられたように、子や孫にも継承していきたいと考えております。しかしながら、全く国民的論議がなされることもなく、為政者により安保法制が制定されたことにより、戦争放棄や恒久平和主義の理念の継承が困難となったばかりか、日本国憲法、とりわけ憲法9条に対する私の信念は踏みにじられ、これまでの人生をも否定された思いです。

第3 戦争において動員される公共機関の労働者

新安保法制法の制定後は、自衛隊が武器を持って海外に派兵され、他国の戦争に参加することになります。自衛官は、その任務として海外に派遣されことも義務づけられていることから、その任務遂行中に戦闘に巻き込まれ生命を失う危険性が極めて高く、そのことの恐怖を感じています。そして、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含め、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられています。そのために、地方公共団体・指定公共機関の労働者、交通・運輸労働者、医療従事者などは、危険な業務に従事させられたりすることになるので、その場合には自らが攻撃されたり、テロに遭って生命を失うのではないかと恐怖を抱かされております。

このことを前提として、新安保法制法の制定・実施により、原告には、医療従事者として、次のような辛い思いをさせられた者がいます。

ア 私は、1941年3月2日に生まれ、名古屋大学付属看護学校を卒業して電電公社（現NTT）健康管理部に就職し、逡信病院の看護師として稼働しました。1966年、電電公社の職員だった夫と結婚し、3人の子を儲けました。電電公社を退職した際、看護学校の先輩に誘われて、尾北地方の医師会が経営する准看護学校の教師となりました。看護教育では「看護倫理」の講義時間がありますが、看護師の倫理綱領の中に「人の命を大切にすること」があり、その実践として憲法25条の大切さを教えました。私は1959年に看護学校に入学したときには何も知らない女の子でした。当時は60年安保の時代で、看護学校の寮住まいをしていた私は友達に誘われて「アンポハンタイ」のデモに参加するなどして、社会に対する目を見開かされて行きました。今回の安保法制は、その中身も立法手続も許すことはできない悪法です。看護師としてまた看護学校教師として「命を大切に」の信念のもとに、人の命を救うことを生きがいとして生きてきた私にとって、再び戦争という人為によって殺し、殺される人が出てくるのは耐えがたい苦痛です。憲法25条の生存権は平和であればこそ実現できるものであり、その意味で憲法前文にいう『平和のうちに生存する権利』は人権のなかでもっとも根源的なものだと思います。安保法制の下では平和的生存権はないがしろにされ、看護師が再び従軍を余儀なくされる事態が想定されます。そんなことは絶対に阻止したいと思い、この訴訟に参加したのです。

第4 様々な被害者

以下は、それぞれの職業、社会的立場等から、新安保法制と特別な利害関係を有する原告であり、それぞれ、新安保法制法の制定とその実施により、精神的被害を受けています。

1 子どもや孫をもつ母親や家族

ア 私は、1974年生まれで、第二次世界大戦中に空襲を受けた愛知県豊川市で育ちました。家の隣には防空壕がそのまま残っており、怖いと思いながら育ちました。祖父母から、戦争中は芋の蔓ばかり食べていた、祖父の兄弟が日本軍のパイロットだったということを聞きました。結婚後、2人の子どもを出産しました。2人目は男の子で、食物アレルギーがあります。離乳食を食べたら首の周りにボコボコとした蕁麻疹がでたり、卵とじうどんを食べた後に激しく泣いて嘔吐してしまったり、気道が狭くなって苦しくて喉に手を突っ込んでしまうという、子どもがアレルギーに苦しむ姿をみてきました。病院で処方された薬を手離さず、どんな時に救急車を呼ぶか頭に入れながら、アレルギー症状が出ないように食事には細心の注意を払いました。でも、外食の時に表示に間違いがあってアレルギーを食べて症状がでてしまう、ということもありました。私は、母親として、子どもの健康と安全を何よりも大事にして生きてきました。この2人の大切な子どもたちが安全に暮らせることが私の何よりも大事な願いです。2015年の通常国会で安保関連法案が審議されました。私たち母親は、子どもに対しトラブルを大きくしないために人の喧嘩に首突っ込むなど教えるのに、安保関連法はわざわざ他国の戦争に日本が参加するというものです。私たち母親が当たり前のように子どもに教えていることと比較しても真逆でおかしいと思いました。戦争に巻き込まれるのはごめんだし、戦争に巻き込まれたら逃げても逃げ切れないと思いました。第二次世界大戦、原発事故に続いて、また国民を危険にさらすのか、と恐ろしくなりました。IS等によるテロに対する有志連合の戦争に日本も参加することになると、日本もテロに狙われるのではないかと思います。ISが敵対する中東に日本が支援を表明したところ、機関紙に「すべての日本の国民はどこでも見つけ次第、標的となる」と書かれたとの報道を見て震えました。実際に派兵しているオーストラリアでは、カフェでテロが発生したと報道されました。戦争と関わり当事者となれば、国内外のどちらでも危険が増します。日本人が国外で狙われる可能性もあります。原発事故

で国外に避難した人々もいますが、テロの標的にされるようになるなら、この先どこに逃げても子どもを守り切れなと思いました。原発は止まっても燃料がそこにあります。テロリストが原発に攻撃をしたら、核兵器で攻撃されたのと同じ状況になります。そうした危険を考えずに政府は集団的自衛権が必要だといって法制をすすめました。私たちはそのリスクを負わされました。また、私には男の子がいます。現在自衛隊員は足りない状況ですし、企業が有事の際には社員を予備自衛官にするという報道や、社員研修で自衛隊に行かせるという報道もありました。子どもが徴兵される心配もありますし、徴兵されなくても就職先で予備自衛官にさせられ有事のときに出動しなければならない事態になるかもしれません。福島原発事故で有事を体験しました原子力緊急事態宣言によりそれまでの法律は覆されました。有事というのは、普段の常識が通じない状況です。戦争に参加して有事の状況になったら、普段の常識が通じなくなって、拒否することができない状況になるのだと思います。こうして考えると、子どもを育てる安全な場所が安保関連法制によって遂になくなってしまったことをとても恐ろしく感じます。でも、大事な子ども2人が安全に暮らせるように、私は諦める訳にはいきませんし、安保関連法制をなくすためにできることは母親として何でもしようと思ひ、私はこの訴訟の原告になることにしました。

イ 私は、1948年7月23日に愛知県愛知郡天白村（現在の名古屋市天白区）で生まれ、名古屋短大保育課を卒業して1969年4月に昭和区にある私立保育園に就職しました。当時その保育園には労組がなく、先輩に誘われて労組結成に参加しました。この保育園では4年働いたが、その間に現在の夫（私立大学教員）と結婚し、流産を機に退職しました。夫との間に3人の子がいます。私は「新日本婦人の会」に入ってから社会問題に目覚めました。当時は東西冷戦の時代で核戦争の恐怖を感じていました。子どもの頃デパートの原爆絵画展を見た時、恐ろしさにおののいたのですが、ヒロシマの原水禁大会に子どもを連れて参加

し、二度と核戦争を起こしてはならないと胸に刻んだのです。日本国憲法13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定され、どんな個人でも尊厳をもって生きていく権利があります。しかし、平和でなければ個人の尊厳など守れないのであり、「人を殺し、殺される」関係となる戦争は絶対悪だと思います。とりわけ日本は先の大戦で300万人の自国民の死者を出し、アジア太平洋地域では2000万人ともいわれる犠牲者を出しました。この犠牲者の周りには何人、何十人も家族や関係者がいます。しかも日本の戦死者の大多数は戦闘による死ではなく、餓死・病死でありました。これらのことを想像すれば、無謀な戦争を引き起こした責任はあまりに大きいと言えます。ところが、それらの責任追及もなされず、真摯な反省もなく、戦争の悲惨さを顧みることもなく再び戦争ができる国に作り替えようとしていることには戦慄を覚えます。現在は安倍改憲反対の3000万署名に取り組んだり、愛知県警機動隊の沖縄高江への派遣違憲訴訟にも加わったりしています。孫、子の世代にまで、今の憲法を手渡していきたいのです。世界のどこへでも自衛隊を派兵できるようにするという安保法制は、私のその思いを踏みにじるものです。

2 障害者とその関係者

ア 私は1958年11月13日、静岡市で印刷業を営む両親の長女として生まれました。1981年3月に大学を卒業し、常勤講師を経験してから採用試験に合格し、1984年に愛知県で中学教師となりました。2019年3月に60歳の定年を迎えます。私は教師として働くようになってからも、祖父母から聞いた戦争の話が心に残っておりました。平和な社会、戦争のない社会を強く望んでいました。「教え子を再び戦場に送るな」という日教組のスローガンに、私も同じ思いでした。教師になってから後半の23年は、特別支援学級の担任として働いてきました。知的障がいや自閉症や肢体不自由の子どもたちと一緒に過ごしてきました。子

どもたちが学ぶには、支援が必要です。教材・教具を工夫して自作し、教え方もいろいろな方法を試みました。子どもの障がいやその子を理解しようと努力しました。そんな私に答えてくれるように、子どもたちもゆっくり一つずつできることが増え、その子のペースで成長していきました。一所懸命に努力してできるようになった時の光るような笑顔が、本当にうれしかったです。どの子も優しく、温かい心の持ち主です。私にも周りの人にもその素直な言動や一生懸命な姿は、大切なことを教えてくれます。子どもたちにはその子なりのハンディがありますが、人として尊重され、社会的な環境と支援があれば、力を伸ばし社会の一員として生きていけます。しかし、戦争になると障がいを持つ者は真っ先に切り捨てられます。相模原の障がい者施設殺傷事件では、障がいを持つ者は生存する意味すらないと無残に殺されました。自民党の杉田議員は性的少数者の人々に、生産性がないという発言をしています。このように一面だけを見て、社会に貢献しないとか生産性がないと言って切り捨てる考え方や発言を恐ろしいと思います。個人に対する尊厳も社会の一員として認めることもなく、切り捨てていく。先の戦争で弱い者や違いを理由に差別し排除したことを思い出させ、心が痛みます。私の前にいて、一緒に生活し学んでいる子どもたちが踏みにじられ、苦しめられるのではないかと心が痛みます。それは、同時に自分自身も同じように扱われるだろうという気持ちになります。教員になってから、教育基本法の改正や教員免許の更新制など、大きな出来事がありました。私は教育者として政府のこのような政策に反対と思いつつも、毎日の仕事の忙しさに追われ、行動ができませんでした。日々の仕事を回すことに精一杯で主体的に考えることができませんでした。そのことを深く悔いています。安保法制法が制定されたことで、日本も戦争に巻き込まれていくと思います。そして今、安倍政権は憲法改正を進めようとしています。国民主権・平和憲法・基本的人権の尊重を原則とする日本国憲法の下で、私たちは73年間、戦争をしていません。しかし、集団自衛権を肯定し、自衛隊を海外に派遣する安保

法制下では、平和な世界で生きていきたい、個人を大切に支え合う社会でありたいという私の願いは実現できないでしょう。私が教えている子どもたちの未来はどうなるのかと絶望的な気持ちになります。安保法制法の制定により日々の生活や将来への不安で精神的な苦痛を受けています。教師として、平和を望む国民としての思いを否定された思いです。

第5 信念や生き方を害された者

1 宗教者

ア 私は1936年3月19日に生まれ、小学校4年生で終戦を迎えました。大学生時代にカトリックの洗礼を受け、カトリック学生連盟のセミナーで法哲学と国際法の大澤章教授に「正戦」につき、指導を受けたことがあります。大澤先生にはほかに「自然法」についても教えを受けました。現在はカトリック高蔵寺教会に所属し、その社会委員会の責任者として最近の4年間、憲法、特定秘密保護法、緊急事態法、共謀罪法、安保条約と日米地位協定、原発問題、アベノミクスについての勉強会を持ち、最近は平和学の父と称されるヨハン・ガルトゥングの「日本人のための平和論」を参考書にして話し合いを続けています。所属教会の信徒に国際政治の専門家で元国連大学副学長の武者小路公秀教授も話し合いに参加しておられます。また名古屋司教区の「正義と平和委員会」（主に社会問題にかかわる委員会）の委員をしています。元裁判官であり、自衛隊法違反の恵庭事件、川内原発訴訟及びもんじゅ訴訟を担当したことがあります。父も長兄も裁判官であり、長兄はカトリックの信者でもありました。安保法制法の制定・施行により、集団的自衛権の行使を名目に地球上のどこへでも自衛隊を派遣して米軍の後方支援ができることになりました。しかし、後方支援というものもこれまでの自衛隊海外派遣の事例によれば「米軍航空機等への給油、その他の戦闘に必要な物資の補給、これらの物資及び兵員の搬送等」であり、これらは明らかに戦闘行為に該当するものですから、参戦そのものです。

しかも、この自衛隊の派遣は、自衛権によって専守防衛すべき対象の日本列島ではないのですから、「自衛」と見なされるものではなく、また日本は、米軍の戦闘に常に当然に米軍と一体となって戦闘に参加すべき関係、そのような意味での集団的關係は結んでいないのですから、集団的自衛権と表現するのは全く不適切であり、実体を正確に表現するとすれば、「米国による他国攻撃に参加する権利」と表現するべきものです。憲法9条に違反することは明らかです。以上の安保条約体系が憲法の規定するビジョンを明らかに逸脱した内容であり、この安保条約法体系に基礎を置く安全保障法制も憲法上存在を許されない違憲なものであることはいうまでもありません。憲法に掲げる平和とは何でしょう。憲法前文は、人類普遍の原理ともいっています。長年にわたる歴史的経験により洗われ、洗練されてきた人類の文化の結晶との意味だと思えます。当然ながら5000年の歴史を積み重ねたキリスト教の考え方とほぼ重なる思想です。「平和とは秩序の静けさ」といわれます（トマス・アキナス）。正しい秩序が醸し出す静謐感が平和だということです。「いつくしみとまことはめぐり合い、正義と平和はいだき合う。…正義は神の前を進み、平和はその足跡に従う。」（旧約の詩編85）もよく読まれる印象的箇所です。いつくしみとまことに基礎を置く正義がなければ、平和はないということでしょう。そこには個人の尊厳もありません。憲法第一三条は、個人の尊重、尊厳と基本的人権は、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とすると定めています。個人の尊重、尊厳こそが日本国社会の最高の基盤であり、各人にとって調和のとれた正しい秩序を維持する努力こそ憲法の指摘している人類普遍の原理です。そして、憲法上の理想は、すべてその上に築かれています。義務者は、国家です。人とその住んでいる土地とは密接な関係にあります。そこは人が人であるために根ざす共生関係の場です。住んでいる土地の正しい秩序を破綻させることは、基本的に人の平和を破綻させ、基本的人権を侵害する重大な違憲、違法な行為です。前記

正戦論のセミナーの結論は、強力な武器の開発を考えると、今や正戦論は成り立たないという結論であったと記憶しています。また、専門に社会問題を研究してきたカトリック司祭のマイケル・シーゲル神父も大国同士の戦争は勿論小国同士であっても国力を挙げての戦争が発生するようでは人類が21世紀を生き残ることは難しいと指摘しています。人類の生存を賭けて熟考すべき問題だと考えています。今度の新安保法制法の制定、実施により、正義と平和を基礎とするカトリック信仰によってこれまで生きてきた自分の生涯を否定され、大きな痛みを覚えています。

2 その他の被害者

ア 私は1951年生まれの67歳です。大学卒業後印刷会社に入社し、定年まで39年間営業畑で働きました。労働組合や市民運動を進める団体などが私の主な顧客でした。労働組合が組合員に配布する定期組合新聞や、市民団体が駅頭や住宅地などで配布するチラシなどを印刷しました。国政選挙や地方選挙などでは各候補者から受注し、チラシ・ポスターなどを印刷しました。また、私は仕事の傍ら労働組合の役員を定年まで担いました。私は労働組合運動で会社に賃上げをはじめとする労働条件の改善を要求し、中小企業では企業の努力だけでは賃上げは困難であるため印刷産業全体の労働条件の引き上げ運動も行いました。平和でなければ印刷産業は成り立たないと平和運動にも組合として力を入れました。広島長崎の原爆の悲劇をもう二度と繰り返さないため毎年夏に地元で平和行進を行い、広島長崎の原水禁大会に組合員を参加させました。40年間印刷産業にかかわって痛感したことは、大量のチラシ・ポスターが市民(=労働者)の生活と権利を守るための運動の大きな武器になることでした。市民が自らの思いや要求を文字や写真で印刷し配布などで世論づくりしていました。しかし、市民や労働組合が時の権力者にももの言うことは、憲法21条で保証してはいますが、いろいろな形で本人や印刷会社への圧力を受けます。特に選挙にかかわる印刷物を受注するときは、公職選挙法による印刷物への理不尽とも言える

規制があるため印刷会社もチラシに公選法違反の文言がないか細心の注意を払います。理不尽な規制が沢山あり、とても表現の自由が保障された先進国の選挙活動とはいえません。安政法制によって日本は戦争ができる国になり、国家が戦争へと突き進むときに、戦争反対と市民が訴えれば露骨な弾圧が想像できます。秘密保護法や共謀罪は印刷産業が担っている表現の自由を奪うものであり、戦争反対のチラシを印刷した会社へも有形無形の圧力を受けると思われます。それは第2次大戦中など過去の歴史を見れば明らかです。安政法制を国民の過半数の反対の声を無視し強行採決する国会を見ると、戦前の国家権力が戦争へと突き進む姿そのものです。それはまさに自分が印刷の仕事を通じて平和な日本を作ることに貢献し市民の平和を求める声を広げることへの攻撃であり、憤りを禁じえません。2012年から私は印刷会社を退職して組合専従職員として働いています。専従者になった時に第2次安倍政権が始まり、自民公明政権は日米同盟の強化を推し進め、特定秘密保護法を成立させ、そして安政法制を強行しました。私には安倍政権の憲法を蔑ろにする暴走ぶりは目に余りました。当然のように私の周辺の労働組合員や、小さな子供たちの未来を危惧するお母さんや、政治には関りを避けてきた人たちが集まり始め、「憲法守れ」の声を上げました。これらの人々は毎月安政法を強行した19日に、名古屋の栄に集まり、集会とデモで戦争法＝安政法制反対の声をビルの谷間にでも響かせています。私たち労働組合も、組合員が組合旗や宣伝カーなども用意してデモに参加しました。安政法制は自分の平和を求め続けた人生への大変な攻撃であり大きな憤りを受けています。自分だけでなく自分の家族とりわけ子供や孫が平和に暮らしていくことへの危惧を大いに抱きます。それによって激しい精神的苦痛を受けています。安政法制はこれまでの人生をかけて自分が取り組んできた社会運動をまさに無にする暴挙であり、己の人生を全部否定された思いです。それによる私の精神的損害は計り知れません。

イ 私は、65歳の年金生活者です。安政法制法が立法されて以来、お正月がき

でも素直に「おめでとう」という気持ちにはなれず、年賀状を書くことができなくなりました。何故なら、自国が攻撃されてもいないのに、世界のあらゆるところで戦争をしているアメリカを守るため、軍事行動を共にし、軍備を増強する道に日本政府が踏み出しているからです。まさに、日本国憲法が言う所の「政府の行為によって再び戦争の惨禍を招く」、その方向に歩み出しています。私が生まれたのは戦後8年目。小さかった頃、名古屋駅に行くとき腕や足を失った傷痍軍人が、街頭で物乞いしているのを見ました。また、大学生の頃は、ベトナム戦争の時代でした。友人と戦争について様々に議論するうち、私が憲法9条を賞賛したのに対し、友人からは「君は、ベトナム人民に武器を捨てろというのか」と真顔で詰問され、ベトナムと日本の違いについて考えることが、自分の内面の問題として残りました。ベトナムは圧倒的な軍事力のアメリカに抵抗し、ジャングルに地下道を掘り、罠を仕掛け、手作りの武器と米兵から奪った武器で戦い抜き、原爆以外のすべての近代兵器を投入したアメリカに対して勝利を収めました。9条がこのような戦争まで否定しているのかは私にはわかりません。私にわかるのは、73年前に先祖たちが、二度と再び政府の行為によって戦争の惨禍を招くことを許してはいけないと、憲法に書いたことだけです。日本では他国からの侵略行為によって平和が脅かされる危険よりも、政府の行為によって戦争の惨禍を招く危険の方が現実的だという認識を当時の人々は共有していたのです。私は、1990年代には、第9条の会で活動しました。この会は、私の親の世代の人々が中心になって始めました。彼らは、次の世代の私たちに日本国憲法の大切さ、9条が私たちの幸せな生活を守っていることを教えたのです。現在の私の人格は、その会を始めた勝守夫妻や、私の母など戦前の日本を知る多くの方々からの数え切れない教えを受けて、形成されていると感じており、新安保法制法の施行によって、私のこうした人格を否定されたような苦しみを感じています。現在、安保法制法は正しい法律として存在しています。だから私は、お正月がきても、お年賀状を書こうとしても、書けない

のです。私たちの生活を根底から規定している憲法が尊重されていないというのに、いったい、何がおめでたいのだろうと、自問します。こんな苦しみについての損害を裁判官におかれては是非認めていただきたいと思い、原告に加わりました。